

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑩事務通信費		
支払年月日	2022年1月31日		
金額(円)	3,201		
支払先	ソフトバンク株式会社		
内容	携帯電話使用料 12月分		
支払番号	51		
領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。	支出した割合(<u>1/2</u>、1/3、/18%) あんしん保障) 除く 端末代		

支 払 証 明 書								
支 払 証 明 金 額		百	十	万	千	百	十	円
				¥	3	2	0	1
使途内容	(目的) 携帯通信料 (支払内容) 携帯電話使用料 12月分 (支払年月日) 2022 年 1 月 31 日 (その他)							
支 払 先 住所・氏名	ソフトバンク株式会社 東京都港区東新橋1-9-1							
領収書を徴し 得ない理由	口座振替払いの為							
上記のとおり支払したことを証明します 2022 年 3 月 31 日 議員名 齊藤 博 								

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

000000-0001082-00001/00001-q13
K-12G2AW12110001082

ご請求先名: 齊藤 博

様

ご請求先番号: 9808546222
Billing Number

お客さまご契約数

5 件

2月分

電話番号(お客さま番号等)	料 金 内 訳	内 訳 金 額 (円)	税 区
021-2246-9777	基本料 基本プラン(音声) [11月21日~12月20日]	980	10%
	通話料 基本プラン(音声)	740	10%
	月額料 準定額オプション+	800	10%
	無料 準定額オプション+ 無料通話分	-680	10%
	定額料 データプランメリハリ無制限	5,600	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 新みんな家族割	-1,100	10%
	通信料 S!メール(MMS) @0円 144Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 15740Pkt	0	10%
	通信料 データ通信(4G LTE/5G) @0円 525256949Pkt	0	10%
	(通信量合計 525272833Pkt [62.62GB])		
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i) 無料特典(467円 × 100%)	-467	10%
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い(デジタルコンテンツ等) ご利用分	330	内 10%
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い(Apple等) ご利用分	400	内 10%
	割引 おうち割 九州電力でんきセット	-100	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	5,974	
	* * ご契約電話番号 [021-2246-9777] * *		
	端末代 分割支払金/賦払金	2,201	対象 10%
	小計	2,201	
	* * ご契約期間 5年 9ヶ月 * *		
	基本料 通話基本プラン [11月21日~12月20日]	3,900	10%
	割引 通話基本プラン専用2年契約	-2,700	10%
	通話料 通話基本プラン	15,780	10%
	月額料 定額オプション	1,500	10%
	無料 定額オプション 無料通話分	-15,780	10%
	無料 定額オプション 無料通話分(SMS)	-3	10%
	定額料 データ定額50GBプラス	5,980	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 新みんな家族割	-1,500	10%
	通信料 S!メール(MMS) @0円 38348Pkt	0	10%
	通信料 データ通信(3G) @0円 17383Pkt	0	10%
	通信料 データ通信(4G) @0円 141756730Pkt	0	10%
	(通信量合計 141812461Pkt [16.91GB])		
	通信料 メール(SMS)	3	10%
	通信料 メール(SMS) (YM/他社宛)	18	10%
	月額料 ウェブ使用料	300	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典(467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パックプラス	650	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	2,480	対象 10%
	割引 おうち割 九州電力でんきセット	-100	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	9,532	
	合計	26,726	
	(内課税対象額 10%)	19,170	
	(内課税対象額 計)	19,170	
	消費税等 10%	1,917	
	消費税等 計	1,917	
	ご請求金額	28,643	
	(税込金額 計 10%)	21,087	
	(課税対象外 計)	7,556	
	ポイント情報(このポイントは締日時点です)		
	■Tポイント(ソフトバンク付与分)		
	当月付与予定ポイント	25P	
	■Tポイント(ソフトバンク付与分)		
	当月付与予定ポイント	25P	

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑧人件費		
支払年月日	2022年1月31日		
金額(円)	80,000		
支払先			
内容	事務補助賃金 1月分		
支払番号	52		
支出した割合(1/2、1/3、 /18%)			

領 収 証 No. _____

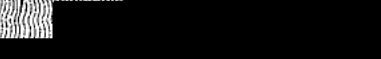
齊藤ひろし事務所 様 〇〇年 / 〇〇月 / 〇〇日

★ 80,000円

但 事務補助賃金(1月分)として

上記正に領収いたしました

内 訳 〇〇市西区 

税抜金額 

消費税額等(%) 

シキ-1023

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑨事務所費		
支払年月日	2022年2月4日		
金額(円)	46,659		
支払先	ハイフラット		
内容	コピー機トナーカートリッジ購入代 B/Y/M/C		
支払番号	53		
	支出した割合(1/2、1/3、18%、95%)		

カードご利用明細 肥後銀行

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記のとおりでございます。
どうぞお確かめください。

お取引内容	お取引日	お取引番号
支払	040204	15245222
銀行番号	店番号	口座番号
	お取引金額	
	¥49,115	
	お振込手数料 (含む消費税等)	
	¥165	
	おつ	¥0
お取引時刻	お取引地の種別(元振種別)	
09:14	*****	
ATMS-500591		
<お受取人>		
肥後銀行		
長瀬支店		
普通		
カ)ハイフラット		
128579 様		
<ご依頼人>		
サイトウ ヒロシ		
電話番号		
HigoBank		

請 求 書

令和4年2月2日

齊藤ひろし事務所 様

毎度有難うございます。下記の通り、ご請求申し上げます。

《振込先》株式会社ハイフラット
小山 高平(コヤマ コウヘイ)
肥後銀行 長嶺支店 (普)128579

株式会社ハイフラット

T861-8039

熊本県熊本市東区长嶺南4丁目9-88
TEL.096-213-6110 FAX.096-213-6130

※振込手数料は、お客様のご負担となります。ご了承下さい。

税込合計金額	¥49,115	税 率	10%	消費税額	¥4,465
--------	---------	-----	-----	------	--------

No.	品 名・内 容・仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	トナーカートリッジ BK	1	個	8,500	8,500	
2	トナーカートリッジ Y	1	個	12,050	12,050	
3	トナーカートリッジ M	1	個	12,050	12,050	
4	トナーカートリッジ C	1	個	12,050	12,050	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合 計					¥44,650	

備考

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑨事務所費		
支払年月日	2022年2月7日		
金額(円)	2,264		
支払先	HTBエナジー株式会社		
内容	電気代 1月分		
支払番号	54		
領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。	支出した割合(1/2、1/3、 <u>18%</u>)		

※ 別紙

2022 年 1 月分 電気料金

払込受領書

お客さま 氏 名	斉藤 博 様	1月分
お問合せ 番 号	ab037577-00 22012400270	
金 額	12,581	2,264 円
受 取 人	GMOペイメントサービス株式会社	
お支払い 期 限 日	2022年 2月 7日	
ご購入店名	HTBエナジー株式会社	
収納代行	DSK 電算システム	

※払込受領書はお支払いの証明になり、正式な領収書としてお使いいただけます。大切に保管ください。

※お支払いの確認が取れるまでに、2~4営業日いただいております。また、弊社のサイト（注文情報一覧）への反映はさらに数日いただく場合がございますこと、何卒ご了承ください。

※お振込みの操作画面にてGMOあおぞらネット銀行が見つからない場合は、「信託銀行」または「その他の金融機関」からご確認ください。詳しい操作方法はお支払いされます金融機関へお問合せください。

※収納代行DSK電算システムは、事業者の委託を受けて収納代行業務を行っております。コンビニエンスストアは、収納代行DSK電算システムの委託により、代理受領を行っております。お問合せは受取人連絡先におたずねいたします。

GMO PAYMENT SERVICE



(お客様控え)



862-0920
熊本県熊本市東区月出8-3-11

斉藤 博 様

2201 2516 3574 9395

親展



0125-015113#

ご購入店名：HTBエナジー株式会社

ご購入店注文番号：010045961020220100

上記ご購入店で購入された商品のご請求です。

コンビニ払いで簡単・便利「GMO後払い」
銀行でもお支払いができます。

GMO PAYMENT SERVICE

請求書発行元：GMOペイメントサービス株式会社
〒150-0043東京都渋谷区道玄坂1-14-6ヒューマックス渋谷ビル7F
◆請求書・お支払いに関するお問い合わせ（平日10時~17時）
問合せフォーム<http://www.gmo-ps.com/> TEL:0570-666-460
◆商品・キャンセル・明細内容はご購入店へお問い合わせください。

矢印(左右2ヶ所)のところからゆっくりはがしてください。

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	③資料作成費		
支払年月日	2022年2月22日		
金額(円)	14,300		
支払先	ハイフラット		
内容	第7回時短要請協力金申請書他連絡事項書類130部		
支払番号	55		
	支出した割合(1／2、1／3、 /18%)		

カードご利用明細 肥後銀行

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記のとおりでございます。
どうぞご確認ください。

お取引内容	お取引日	お取引番号
支払	040222	14930202
銀行番号	店番号	口座番号等
お取引金額		¥14,300
お振込手数料 (含む消費税等) おつり		¥55 ¥0
お取引時刻	お取引後の残高(元組別当)	
11:17	*****	
ATMS-502886		
<お受取人>		
肥後銀行		
長瀬支店		
普通		
カ)ハイフラット		
		128579 様
<ご依頼人>		
サイトウ ヒロシ		
電話番号		様
HigoBank		*****

請 求 書

令和4年2月14日

齊藤ひろし事務所 様

毎度有難うございます。下記の通り、ご請求申し上げます。

《振込先》株式会社ハイフラット
小山 高平(コヤマ コウヘイ)
肥後銀行 長嶺支店 (普)128579

株式会社ハイフラット

〒861-8039

熊本県熊本市東区長嶺南4丁目9-88
TEL.096-213-6110 FAX.096-213-6130

※振込手数料は、お客様のご負担となります。ご了承下さい。

税込合計金額	¥14,300	税 率	10%	消費税額	¥1,300
--------	---------	-----	-----	------	--------

No.	品名・内容・仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	A4コピー(20面)	130	部	100	13,000	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合 計					¥13,000	

備考

令和4年2月15日

飲食店事業者の皆様へ

1. 「まん延防止等重点措置」期間延長について

「まん延防止等重点措置」の期間につきましては、当初、令和4年1月21日(金)から2月13日(日)までとなっておりますが、この度、令和4年3月6日(日)まで延長となりました。

尚、1月21日(金)～2月13日(日)分の協力金申請は、2月14日(月)～3月18日(金)ですので、申請書一式を同封致します。※電子申請も可能ですのでご利用下さい。

お問い合わせ先 「相談窓口」 096-333-2828

2. 認証店補助金制度申請締め切りについて

令和3年7月12日(月)より申請受付中の、「認証店に係る衛生管理設備導入補助金」の申請締め切りが、令和4年2月28日(月)までとなっております。

申請対象店舗で、まだ申請がお済みでない場合は、期日までにご申請頂きますようお願い申し上げます。(当日必着)

お問い合わせ先 「熊本県感染防止対策認証制度事務局」 096-353-6330

3. 第5回時短協力家賃支援金について

熊本県による、営業時間短縮要請(令和4年1月21日～2月13日)を受け、時短営業に全面的に協力した飲食店等の店舗を対象に、1か月分家賃の1/2相当額(上限:17万5千円)が助成されます。

お問い合わせ先 「熊本市家賃支援コールセンター」 0570-096-400

4. 事業復活支援金のご案内

新型コロナウイルスの影響で2021年11月～2022年3月(対象月)のいずれかの売上高が、2018年11月～2021年3月までの間(基準期間)の同月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者を対象にした支援金制度です。

(法人:上限最大250万円 個人事業主:上限最大50万円を給付)

対象となる事業者の方はご検討ください。

お問い合わせ先 「事業復活支援金事務局相談窓口」 0120-789-140

尚、「熊本市議会議員 斉藤ひろし事務所」においては、申請に関するお手伝いを実施いたしております。「ご不明な点や不安な点」については、お気軽にお声かけください。

熊本市議会議員 斉藤ひろし事務所
熊本市東区月出8-3-11
096-283-0762

6 受付期間と受付方法

受付期間：令和4年2月14日（月）～令和4年3月18日（金）※郵送の場合、当日消印有効

申請方法：以下の（１）か（２）のどちらかの方法により申請を受け付けています。

スムーズな協力金支払いのため、できる限り（１）電子申請を御利用ください。

（１）電子申請

熊本県ホームページから申請をお願いします。

（「熊本県時短等要請協力金」で検索してください。）

（２）郵送による申請

申請書類を以下の宛先に郵送してください。（できるだけレターパックや簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。）

〒862-8570

熊本県商工政策課 時短要請協力金係（※住所記載不要）

7 問い合わせ先

時短要請協力金相談窓口：096-333-2828（平日：9時～17時）

※2月12日（土）、2月13日（日）は、窓口を開設します。

令和4年1月21日から令和4年2月13日の期間中に時短等要請にご協力いただいた方を対象に申請受付を行います。

申請書作成上の留意点

熊本県時短等要請協力金の申請書作成にあたって、電子申請を行う場合も含めて作成前に必ず本書をお読みください。

1 申請対象期間と申請受付対象者

(1) 申請対象期間

令和4年1月21日（金）～令和4年2月13日（日）の期間における協力金の申請受付を行います。

なお、時短等要請期間の延長に基づく令和4年2月14日（月）以降の分の協力金申請受付開始日等については、後日改めてホームページにてお知らせします。

(2) 対象区域 熊本県内全域

(3) 申請受付対象者

対象期間以前から対象施設の営業を行っており、対象期間において協力要請（第7回）に全面的に応じた者とし、かつ申請日においても、倒産、廃業又は休業（時短等要請に基づくものを除く）をしていない飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設。

2 協力金の額について

以下の「1日あたりの給付額」に基づいて、売上高又は売上高の減少額に応じて算出してください。（1日1店舗あたりの額となります）

具体的な計算については、店舗ごとの協力金支給申請額計算書（様式2）により算出いただきます。

(1) 中小企業・個人等（売上高方式）

- ① ・通常の営業時間が午後9時を超え、営業時間を午後9時までに短縮する認証店
・非認証店

前年度、前々年度又は前々々年度の 1日当たりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,334円～25万円	前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高の3割
25万円超	7.5万円

- ② 通常の営業時間が午後8時を超え、終日、酒類の提供及び持ち込みを行わず営業時間を午後8時までに短縮する認証店

前年度、前々年度又は前々々年度の 1日当たりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下	3万円
7万5,001円～25万円	前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高の4割
25万円超	10万円

(2) 大企業（売上高減少方式） ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額] 前年度、前々年度又は前々々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割 <上限額> ○通常の営業時間が午後8時を超え、酒類の提供及び持ち込みを行わず営業時間を午後8時までに短縮する認証店 ➢20万円 ○・通常の営業時間が午後9時を超え、営業時間を午後9時までに短縮する認証店 ・非認証店 ➢20万円又は前年度、前々年度もしくは前々々年度の1日あたり売上高の3割の低い方

※「認証店」とは

令和4年1月24日時点で熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けている飲食店を指す。

※「中小企業」とは

飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人を指す。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人を指す。(個人事業主も含む)

※「大企業」とは

中小企業以外の事業者を指す。

3 必要書類

以下に掲げる申請書類を全て提出してください。

ただし、2(1)の下限值(2万5千円又は3万円/店舗・日)で申請する事業者については、売上高の確認に係る提出書類(④、⑤)を省略することが可能です。

※その他、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがありますのでご了承ください。

- ① 申請書(様式1)(別紙「誓約書」等を含む)
- ② 店舗ごとの協力金支給申請額計算書(様式2)
- ③ 食品衛生法の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し(許可証の有効期間は時短等要請期間(1/21~2/13)及び協力金申請時において有効なもの)

※営業所所在地及び有効期間が目視確認できるように印刷してください。

- ④ 確定申告書(原則として税務署の受付印又は電子申請の受信通知のあるもの。法人事業概況説明書(月別売上高、兼業割合)、青色申告決算書(月別売上高)等の写しを含む。ただし、令和3年以降に開業し確定申告を行っていない場合は売上台帳等の写し。)

- ⑤ 店舗もしくは事業部門ごとの月別売上が確認できる書類等の写し(売上台帳等の写しを含む)

※提出いただく売上台帳等は、店内飲食のみを対象とし、税抜き及び1円単位としてください。特に結婚式場、カラオケ店等は注意してください。

※宿泊施設における売上台帳は、宿泊客以外の方への飲食を対象とし、税抜きとしてください。

- ⑥ 全面的に協力要請(第7回)に応じたことが確認できる書類(時間短縮営業のお知らせ(様式3-1)又は休業のお知らせ(様式3-2)を店頭に掲示している写真)
- ⑦ 店舗の内観・外観が確認できる写真
- ⑧ 振込先口座の通帳表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し(申請者名義)
- ⑨ 申請要項 第4条(1)②に規定する罹災特例を活用する場合は、罹災証明書等の写し

- ⑩ (任意) その他知事が必要と認める書類

4 時短等要請協力金の計算にあたって

時短等要請協力金は、売上高や売上高の減少に応じて支給する制度となっています。

また、今回の時短等要請協力金では、認証店と非認証店のどちらであるか、認証店の場合は2(1)に示す①と②どちらの時短等営業の選択をしたかによって協力金の金額が異なります。

そのため、協力金申請額の算出にあたっては、当てはまる店舗ごとの協力金支給申請額計算書(様式2)をご使用いただき、それに基づいて申請いただくことになります。

(注) 以下により、必要な店舗ごとの協力金支給申請額計算書をご確認いただき、申請額を算出してください。なお、店舗ごとの協力金支給申請額計算書に記入いただく売上高については、必ず消費税及び地方消費税を除いた金額としていただきますようお願いいたします。

<中小企業又は個人の場合>

		非認証店	認証店	
計算方式		・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない	① ・営業時間を午後9時までに短縮（酒類の提供可）	② ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高方式		A	A	E
売上高減少方式 ※選択される場合		B	B	F
新規開店の 場合のみ	売上高方式 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	C	C	G
	売上高減少方式 ※選択される場合 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	D	D	H

<大企業の場合>

		非認証店	認証店	
計算方式		・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない	① ・営業時間を午後9時までに短縮（酒類の提供可）	② ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高減少方式		B	B	F
新規開店の 場合のみ	売上高減少方式 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	D	D	H

5 その他

申請書（様式1）は、別途記入例を作成しておりますので、参考にして作成してください。

また、時短要請開始日以前1年以内に営業を開始した新規開店店舗については、売上高の算定に関し、開業日から時短開始前日までの売上高の日割計算を行うこととなりますので、店舗ごとの協力金支給申請額計算書（様式2）のうち「C」「D」「G」「H」のいずれか当てはまるものの使用をお願いします。

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

令和 年 月 日

法人記入欄	法人所在地	〒				
	(フリガナ) 法人名					
	(フリガナ) 代表者名					
	(大企業の場合記入)	資本金	円	常時使用する 従業員の数	人	

個人事業主 記入欄	自宅住所	〒				
	(フリガナ) 申請者氏名					

熊本県時短等要請協力金（第7回）交付申請書（2/14 受付開始分）

熊本県からの時短等要請に対し、誓約書（別紙1）のとおり全面的に協力するため、関係書類を添えて、熊本県時短等要請協力金の支給を申請します。

※事務局記載欄

今回交付決定額

円

2/14 受付開始分

※別紙2の「今回申請額」を転記、
又は、複数施設について申請を行う
場合は、合計額を記載してくださ
い。

今回申請額 施設 No.(1)~No.()の計

円

振込先		銀行・金庫・ 組合・農協		本店・支店・ 出張所本所・ 支所	金融 機関 コード					支店 コード		
	預金種類	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄										
	口座番号 (右詰めで記載)											
	口座名義 (カナ)	※通帳に記載のあるカナ文字のみ記載。全角スペースや小文字・大文字にご注意ください。										
連絡先	氏 名											
	電話番号	※日中連絡が取れる番号を記載 (固定) _____ (携帯) _____										

誓 約 書

私は、熊本県時短等要請協力金(第7回)(以下、「協力金」という。)の交付を申請するに当たり、下記のとおり誓約します。

記

- ① 熊本県の要請内容を遵守し、申請要件を満たしています。
- ② 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。また、必要な許可等を有していない場合は、協力金の申請対象外となることに同意します。
- ③ 営業実態の確認対象月である、令和3年12月において、熊本県の時短要請時間以降に営業した日が1日以上存在しています。※令和4年1月以降に開業した場合を除く。
- ④ 熊本県から追加書類提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑤ 後日、熊本県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑥ 協力金の交付後、交付要件に該当しない事実や申請書類等に不正等が発覚した場合、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払うことに同意します。
- ⑦ 申請内容に不正が発覚するなど、知事が必要と認めた場合、事業者名、対象施設などの情報を公表することに同意します。
- ⑧ 申請書類に記載された情報について、国及び地方公共団体から依頼があった場合及び本県の他の業務で利用する必要が生じた場合、提供することに同意します。
- ⑨ 申請事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、熊本県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が、申請事業所の経営に参画していません。

以上

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

申請者氏名 (法人の場合は法人名)	
代表者氏名 (法人の場合のみ記入)	

※様式1の記載と統一してください。

施設(店舗)名	(No.)	
所在地		
熊本県感染防止対策に係る 認証状況 (1/24 時点)	☐ 認証店	認証 No.
	☐ 非認証店	※令和 4 年 1 月 2 4 日時点で認証を受けていない場合は、こちらに ☒ を入れてください。
通常営業時間	※令和 3 年 1 2 月の営業実態を記載してください。 時 分 から 時 分 まで	
時短要請期間 中の協力状況	☐ 認証店①:営業時間を午後 9 時までに短縮 (酒類の提供可) 要請協力期間 月 日から 月 日まで (日間) 営業終了時間 まで 上記期間中、 日間は休業 (←該当がある場合のみ記載) ※時短営業開始日が時短要請対象期間の始期と異なる場合は、以下に理由を記載 []	
	☐ 認証店②:営業時間を午後 8 時までに短縮 (酒類の提供及び持ち込み不可) 要請協力期間 月 日から 月 日まで (日間) 営業終了時間 まで 上記期間中、 日間は休業 (←該当がある場合のみ記載) ※時短営業開始日が時短要請対象期間の始期と異なる場合は、以下に理由を記載 []	
	☐ 非認証店:営業時間を午後 8 時までに短縮 (酒類の提供及び持ち込み不可) 要請協力期間 月 日から 月 日まで (日間) 営業終了時間 まで 上記期間中、 日間は休業 (←該当がある場合のみ記載) ※時短営業開始日が時短要請対象期間の始期と異なる場合は、以下に理由を記載 []	
2/14 受付開始分 今回申請額 店舗ごとの協力金支給申請額計算書から転記 → 円		

添付書類 ※以下の書類はすべて必須です。添付もれがないか、確認のうえ、☒を入れてください。
 ただし、売上高に応じた算定の下限値 (2 万 5 千円又は 3 万円/店舗・日) で申請する事業者については、「*」の書類を省略することが可能です。

- ☐ 誓約書 (別紙 1)
- ☐ 対象施設情報 (別紙 2)
- ☐ 店舗ごとの協力金支給申請額計算書 (様式 2)
- ☐ 食品衛生法の飲食店営業許可証 (又は喫茶店営業許可) の写し

※ 許可証の有効期間は時短等要請期間 (1/21~2/13) 及び協力金申請時において有効なもの。

- * ☐ 確定申告書 (算定に使用した売上高の対象月を含む年度のもの)
- * ☐ 店舗もしくは事業部門ごとの、算定に使用した売上高が確認できる書類等の写し
 - ☐ 営業時間の短縮が確認できる書類 (店頭に「時間短縮営業等のお知らせ」、又は「休業のお知らせ」(様式 3-1 又は 3-2) を掲示している写真)
 - ☐ 店舗の内観・外観が確認できる写真
 - ☐ 通帳の表紙及び通帳を開いた 1・2 ページ目の両方の写し (申請者名義)
 - ☐ 罹災特例を活用する場合は、罹災証明書等の写し
-
- ☐ (任意) その他知事が必要と認める書類

1/21～2/13 (24日間)

A: 認証店①(午後9時までの営業時間短縮・酒類の提供可)
非認証店

様式2

(第7回対象区域(県内全域))

本様式は店舗ごとに作成をお願いします。

対象施設名

(No.)

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認ください。

なお、売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

【売上高方式】

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ

R2年1月、2月の売上高の合計が499万9,980円、又はH31年1月、2月もしくはR3年1月、2月の売上高の合計が491万6,647円(1日当たり8万3,333円)を超えますか？

はい

いいえ又は不明

売上高減少方式の
シートを御利用ください

※売上高減少額が著しい事業者の場合は、売上高減少方式を選択することもできます。

支給額は1日当たり2万5,000円です。
以下を記入して支給額を確定してください。

※3 時短開始日

☐ 21日間(1/24～)

☐ 22日間(1/23～)

25,000円 × ☐ 23日間(1/22～) =

☐ 24日間(1/21～)

当該店舗の支給額

円

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。※1

※1 売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

※2 ①でR2年の売上高を選択される場合は60日、H31年又はR3年の売上高を選択される場合は59日を選択してください。

※3 時短協力日数を選択してください。

H31年、R2年又はR3年の1月、2月の売上高計 ※1

☐ 60日

H31年、R2年又はR3年の1月、2月の1日当たりの売上単価(1円未満切上)

① 円 ÷

☐ 59日 ※2 =

② 円

② 円 ×

0.3 =

(千円未満切上)
円

H31年、R2年又はR3年の1月、2月の1日当たり支給単価(千円未満切上)

③ 円

【下限2万5,000円、最大7万5,000円】

※3 時短開始日

☐ 21日間(1/24～)

☐ 22日間(1/23～)

☐ 23日間(1/22～)

☐ 24日間(1/21～)

H31年、R2年又はR3年の1月2月の1日当たり支給単価

③ 円 ×

☐ 23日間(1/22～)

☐ 24日間(1/21～)

当該店舗の支給額

④ 円

1/21～2/13 (24日間)

E：認証店②(午後8時までの営業時間短縮・酒類の提供不可)

様式2

(第7回対象区域(県内全域))

本様式は店舗ごとに作成をお願いします。

対象施設名

(No.)

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認ください。

なお、売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

【売上高方式】

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ

R2年1月、2月の売上高の合計が450万円、H31年1月、2月もしくはR3年1月、2月の売上高の合計が442万5,000円(1日当たり7万5,000円)を超えますか？

はい

いいえ又は不明

売上高減少方式の
シートを御利用ください

※売上高減少額が著しい事業者の場合は、売上高減少方式を選択することもできます。

支給額は1日当たり3万円です。
以下を記入して支給額を確定してください。

※3 時短開始日

☐ 21日間(1/24～)☐ 22日間(1/23～)30,000円 × ☐ 23日間(1/22～) =☐ 24日間(1/21～)

当該店舗の支給額

円

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。 ※1

※1 売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

※2 ①でR2年の売上高を選択される場合は60日、H31年又はR3年の売上高を選択される場合は59日を選択してください。

※3 時短協力日数を選択してください。

H31年、R2年又はR3年の1月、2月の売上高計 ※1

☐ 60日

H31年、R2年又はR3年の1月、2月の1日当たりの売上単価(1円未満切上)

① 円

÷ ☐ 59日 ※2

② 円

② 円 × 0.4 = (千円未満切上) 円

H31年、R2年又はR3年の1月、2月の1日当たり支給単価(千円未満切上)

③ 円

【下限3万円、最大10万円】

※3 時短開始日

☐ 21日間(1/24～)☐ 22日間(1/23～)☐ 23日間(1/22～)☐ 24日間(1/21～)

H31年、R2年又はR3年の1月、2月の1日当たり支給単価

③ 円

×

当該店舗の支給額

④ 円

通帳の写し（コピー）貼付台紙

※通帳表紙・通帳を開いた1・2ページ目の写しのどちらも必要です。

・通帳表紙の写し

こちらに貼り付けてください。

・通帳の開いた1・2ページ目の両方の写し

こちらに貼り付けてください。

時間短縮営業等のお知らせ

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため

月 日() ~ 月 日()の間

夜の営業時間を短縮します

通常営業		夜の営業時間					
	月	時	分	～	時	分	
	火	時	分	～	時	分	
	水	時	分	～	時	分	
	木	時	分	～	時	分	
	金	時	分	～	時	分	
	土	時	分	～	時	分	
	日	時	分	～	時	分	



		夜の営業時間					
短縮営業	月	時	分	～	時	分	
	火	時	分	～	時	分	
	水	時	分	～	時	分	
	木	時	分	～	時	分	
	金	時	分	～	時	分	
	土	時	分	～	時	分	
	日	時	分	～	時	分	

《酒類提供》 あり ・ なし

※どちらか一方に○をつけてください。

店舗名:

(認証 No.)

※認証 No. は認証ステッカーをご確認ください。

休業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため
 月 日() ~ 月 日()の間

休業します

通 常 営 業		夜の営業時間			
	月	時	分	～	時 分
	火	時	分	～	時 分
	水	時	分	～	時 分
	木	時	分	～	時 分
	金	時	分	～	時 分
	土	時	分	～	時 分
	日	時	分	～	時 分



休業

店舗名: (認証 No.)

※認証 No. は認証ステッカーをご確認ください。

※通常の夜の営業時間が、この記載方法になじまない場合は、別途書き換えて掲示すること。



熊本市 新型コロナウイルス感染症情報サイト

COVID-19 Information Site

熊本市時短協力緊急家賃支援金について

最終更新日：2022 年 1 月 21 日

熊本市家賃支援金コールセンター <電話>0570-096-400 <受付時間>9:00~17:00 (平日のみ)

【第 5 回】時短協力家賃支援金 (準備中)

※受付期間や申請方法等については、準備中です。
決まり次第、ホームページにてお知らせします。

制度概要

熊本県による、営業時間短縮要請（令和 4 年 1 月 21 日～2 月 13 日）を受け、時短営業に全面的に協力した飲食店等の店舗を対象に、1 か月分家賃の 1/2 相当額（上限：17 万 5 千円）を助成します。

対象事業者（対象要件）

熊本県による時短要請に応じた飲食店等の事業者で、熊本県の時短要請協力金の交付を受けており、熊本市内において店舗を賃借している中小企業・小規模事業者

問合せ先

熊本市家賃支援金コールセンター

電話：0570-096-400（受付時間：午前 9 時～午後 5 時、平日のみ）

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑤広報費		
支払年月日	2022年2月25日		
金額(円)	3,431		
支払先	熊本下江津簡易郵便局		
内容	一般質問インターネット中継案内(43通)		
支払番号	56		
	支出した割合(1/2、1/3、18% (95%))		

領収書

齊藤 様

2022-02-25 15:16

003875

43 点 @84

切手 ¥3,612非

非課税合計

合計

お預り

お約

¥3,612

¥3,612

¥10,615

¥7,003

熊本下江津簡易郵便局

〒862-0942

熊本市東区江津4-8-3

TEL 096-379-4343

受託者・

熊本市議会議員 斉藤ひろし

令和4年第1回定例会

インターネット中継のご案内

早春の候、皆様におかれましてはつつがなくお過ごしのことと存じます。

平素より格別のご支援・ご高配を賜り、衷心よりお礼申し上げます。

さて、この度「令和4年第1回定例会」にて、斉藤ひろしが一般質問を致します。

コロナ禍の今、皆様に直接拝眉の上でのご報告が叶いませので、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、議会での活動をインターネット中継にてご視聴賜りたくご案内させていただきます。

日程等詳細につきましては、下記の通りとなっておりますが、ご不明な点などございましたらお問い合わせ下さい。

【定例会日程】令和4年2月16日(月)～3月24日(木)

◎斉藤ひろし一般質問 令和4年3月7日(月)午前10時～11時

＜ 質 問 内 容 ＞

1. 金峰山少年自然の家の再建事業手法について
2. 中心市街地におけるにぎわい創出の取組みについて
3. 交通局の現状を踏まえた経営形態の在り方について
4. 東部環境工場延命化整備事業及びグリーンファイナンス導入の可能性について
5. 河川及び管理用通路の適正な管理について



熊本市議会 中継

検索

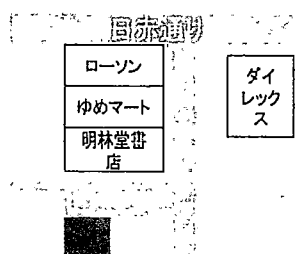


熊本市議会議員

斉藤ひろし事務所

〒862-0920 熊本市東区月出 8-3-11

TEL:096-283-0762 FAX:096-284-1028



HPはこちらから

斉藤ひろし事務所

検索

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑤広報費		
支払年月日	2022年2月25日		
金額(円)	3,135		
支払先	ビズラボ		
内容	ホームページ保守管理費(R4.3月)		
支払番号	57		
	支出した割合(1/2、1/3、18%、 <u>95%</u>)		

カードご利用明細 肥後銀行

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記のとおりでございます。
どうぞご確認ください。

お取引内容	お取引日	お取引番号
支払	040225	14972009
銀行番号	店番号	口座番号等
	お取引金額	
	¥9,900	
	お振込手数料 (含む消費税等)	
	¥55	
	おつり	
	¥0	
お取引時刻	お取引時の場所(元振替高)	
13:24	*****	
ATMS-515980		
<お受取人>		
肥後銀行		
銀座通支店		
普通		
ビズラボ シガキ コウジ		
1574974		
様		
<ご依頼人>		
サイトウ ヒロシ		
電話番号		
様		
HigoBank		

A3~5月分 内3月分のみ

請求書

斎藤ひろし 様

お振込先：肥後銀行

普通口座:1574974

口座名義:ビズラボ

請求日:	2022/02/17
------	------------

明日の企業を創造する

ビズラボ

Tel. : 096-234-7198

テキスト

責任者

下記作業に対し、上記金額をご請求申し上げます。

[illegible]

備考欄

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑩事務通信費		
支払年月日	2022年2月28日		
金額(円)	3,196		
支払先	ソフトバンク株式会社		
内容	携帯電話使用料 1月分		
支払番号	58		
領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。	支出した割合(<u>1/2</u> 1/3、/18%) あんしん保障) 除く 端末代		

支 払 証 明 書								
支 払 証 明 金 額		百	十	万	千	百	十	円
				¥	3	1	9	6
使途内容	(目的) 携帯通信料 (支払内容) 携帯電話使用料 1月分 (支払年月日) 2022 年 2 月 28 日 (その他)							
支 払 先 住所・氏名	ソフトバンク株式会社 東京都港区東新橋1-9-1							
領収書を徴し 得ない理由	口座振替払いの為							
上記のとおり支払したことを証明します 2022 年 3 月 31 日 議員名 齊藤 博 								

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

000000-0001061-00001/00001-413
K-01G2AW12110001061

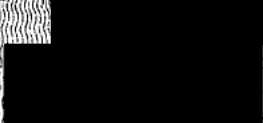
ご請求先名: 齊藤 博 様

ご請求先番号: 9808546222
Billing Number

お客さまご契約数 5 件		(1月分)	
電話番号(お客さま番号等)	料 金 内 訳	内 訳 金 額 (円)	税 区
021-2246-9777	* * ご契約期間 5年 10ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [12月21日~ 1月20日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	540	10%
	月額料 定額オプション+	800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-540	10%
	定額料 データプランメリハリ無制限	5,600	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 新みんな家族割	-1,100	10%
	通信料 S!メール (MMS) @0円 426Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 41387Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 320836593Pkt	0	10%
	(通信量合計 320878406Pkt [38.26GB])		
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (デジタルコンテンツ等) ご利用分	330	内 税
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (Apple等) ご利用分	400	内 税
	割 引 おうち割 九州電力でんきセット	-100	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	5,914	
021-2246-9777	* * ご契約電話番号 [021-2246-9777] * *		
	端末代 分割支払金/賦払金	2,201	対象
	小計	2,201	
	* * ご契約期間 5年 10ヶ月 * *		
	基本料 通話基本プラン [12月21日~ 1月20日]	3,900	10%
	割引 通話基本プラン専用2年契約	-2,700	10%
	通話料 通話基本プラン	24,700	10%
	月額料 定額オプション	1,500	10%
	無料 定額オプション 無料通話分	-24,700	10%
	定額料 データ定額50GBプラス	5,980	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 新みんな家族割	-1,500	10%
	通信料 S!メール (MMS) @0円 31787Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (3G) @0円 1797962Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G) @0円 91092088Pkt	0	10%
	(通信量合計 92921817Pkt [11.08GB])		
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	9	10%
	月額料 ウェブ使用料	300	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パックプラス	650	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	2,480	対象
	割 引 おうち割 九州電力でんきセット	-100	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	9,523	
	合計	27,650	
	(内課税対象額 10%)	20,094	
	(内課税対象額 計)	20,094	
	消費税等 10%	2,009	
	消費税等 計	2,009	
	ご請求金額	29,659	
	(税込金額 計 10%)	22,103	
	(課税対象外 計)	7,556	
021-2246-9777	***ポイント情報 (このポイントは締日時点です)***		
	■Tポイント (ソフトバンク付与分)		
021-2246-9777	当月付与予定ポイント	30P	
	■Tポイント (ソフトバンク付与分)		
021-2246-9777	当月付与予定ポイント	25P	

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑧人件費		
支払年月日	2022年2月28日		
金額(円)	80,000		
支払先			
内容	事務補助賃金 2月分		
支払番号	59		
	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		

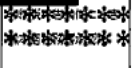
領 収 証		No. _____
齊藤ひろし事務所 様		44年 2月28日
★ 80,000 円		
但 事務補助賃金(2月分)と記		
上記正に領収いたしました		
内 訳	熊本市西区 	
税抜金額		
消費税額等(%)		

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑨事務所費		
支払年月日	2022年2月28日		
金額(円)	13,470		
支払先			
内容	事務所家賃 2月分		
支払番号	60		
支出した割合(1/2、1/3、 <u>18%</u>)			

カードご利用明細 肥後銀行

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記のとおりでございます。
どうぞご確認ください。

お取引内容	お取引日	お取引番号
支払	040228	15296196
銀行番号	店番号	口座番号等
		
お取引金額		
13,470		¥74,835
お振込手数料 (含む消費税等) おつり		¥165 ¥0
お取引時刻	お取引後の残高(元幣別等)	
14:03	*****	
ATMS-528383		
<お受取人>		
		
様		
<ご依頼人>		
サイトウ ヒロシ		
電話番号 		
様		
 HigoBank 		

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑨事務所費		
支払年月日	2022年3月7日		
金額(円)	2,286		
支払先	HTBエナジー株式会社		
内容	電気代 2月分		
支払番号	61		
領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。	支出した割合(1/2、1/3、 <u>18%</u>)		

※ 別紙

2022 年 2 月分 電気料金

払込受領書

お客さま 氏 名	斉藤 博 様	2月分
お問合せ 番 号	ab037577-00 22022100292	
金 額	12,700	12,860 円
受 取 人	GMOペイメントサービス株式会社	
お支払い 期 限 日	2022年 3月 7日	
ご購入店名	HTBエナジー株式会社	
収納代行	DSK 電算システム	

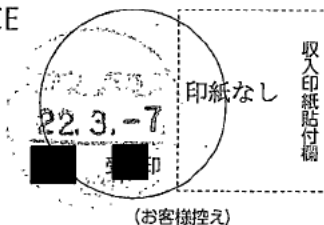
※払込受領書はお支払いの証明になり、正式な領収書としてお使いいただけます。大切に保管ください。

※お支払いの確認が取れるまでに、2~4営業日いただいております。また、弊社のサイト（注文情報一覧）への反映はさらに数日いただく場合がございますこと、何卒ご了承ください。

※お振込みの操作画面にてGMOあおぞらネット銀行が見つからない場合は、「信託銀行」または「その他の金融機関」からご確認ください。詳しい操作方法是お支払いされます金融機関へお問合せください。

※収納代行DSK電算システムは、事業者の委託を受けて収納代行事務を行っております。コンビニエンスストアは、収納代行DSK電算システムの委託により、代理受領を行っております。お問合せは受取人連絡先をお願いいたします。

GMO PAYMENT SERVICE



親展

862-0920
熊本県熊本市東区月出8-3-11

斉藤 博 様

2202 2216 5671 3865



0222-014103#

ご購入店名：HTBエナジー株式会社

ご購入店注文番号：010045961020220200

上記ご購入店で購入された商品のご請求です。

コンビニ払いで簡単・便利『GMO後払い』
銀行でもお支払いができます。

GMO PAYMENT SERVICE

請求書発行元：GMOペイメントサービス株式会社
〒150-0043東京都渋谷区道玄坂1-14-6ヒューマックス渋谷ビル7F
◆請求書・お支払いに関するお問い合わせ（平日10時~17時）
問合せフォーム<http://www.gmo-ps.com/> TEL:0570-666-460
◆商品・キャンセル・明細内容はご購入店へお問い合わせください。

矢印(左右2ヶ所)のところからゆっくりはがしてください。

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑤広報費		
支払年月日	2022年3月10日		
金額(円)	3,344		
支払先	ハイフラット		
内容	一般質問インターネット中継案内(200枚)		
支払番号	62		
	支出した割合(1/2、1/3、18%、 <u>95%</u>)		

領収証		齊藤弘光事務所様		No.
金額	3,344			
但	2022年3月10日 上記正に領収いたしました			
内訳	株式会社 ハイフラット 〒361-8030 新本町東区長嶺南4丁目9-83 TEL096-213-6110 FAX096-213-6130 登録番号			
税抜金額				
消費税額(%)				
税抜金額				
消費税額(%)				

熊本市議会議員 齊藤ひろし

令和4年第1回定例会

インターネット中継のご案内

早春の候、皆様におかれましてはつつがなくお過ごしのことと存じます。

平素より格別のご支援・ご高配を賜り、衷心よりお礼申し上げます。

さて、この度「令和4年第1回定例会」にて、齊藤ひろしが一般質問を致します。

コロナ禍の今、皆様に直接拝眉の上でのご報告が叶いませので、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、議会での活動をインターネット中継にてご視聴賜りたくご案内させていただきます。

日程等詳細につきましては、下記の通りとなっておりますが、ご不明な点などございましたらお問い合わせ下さい。

【定例会日程】令和4年2月16日(月)～3月24日(木)

◎齊藤ひろし一般質問 令和4年3月7日(月)午前10時～11時

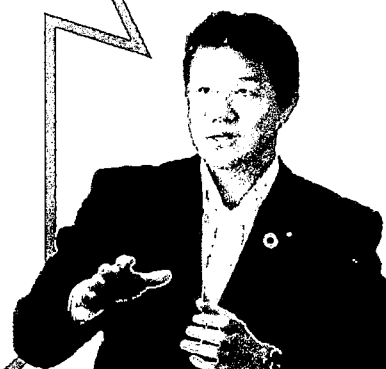
＜ 質 問 内 容 ＞

1. 金峰山少年自然の家の再建事業手法について
2. 中心市街地におけるにぎわい創出の取組みについて
3. 交通局の現状を踏まえた経営形態の在り方について
4. 東部環境工場延命化整備事業及びグリーンファイナンス導入の可能性について
5. 河川及び管理用通路の適正な管理について



熊本市議会 中継

検索

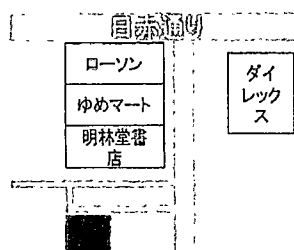


熊本市議会議員

齊藤ひろし事務所

〒862-0920 熊本市東区月出 8-3-11

TEL:096-283-0762 FAX:096-284-1028



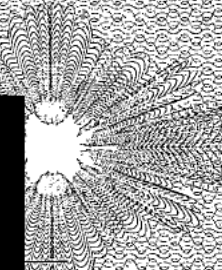
HPはこちらから

齊藤ひろし事務所

検索

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑨事務所費		
支払年月日	2022年3月10日		
金額(円)	7,700		
支払先	ハイフラット		
内容	封筒(長3) 1,000枚		
支払番号	63		
	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		

領収証		齊藤 博様		No.
金額	7,700			
但書 封筒代 1,000枚				
2022年 3月 10日 上記正に領収いたしました				
内訳記				
税抜金額				
消費税額(%)				
税抜金額				
消費税額(%)				
株式会社 ハイフラット				
〒861-8689 熊本市東区長嶺南4丁目9-33				
TEL096-213-6110 FAX096-213-6130				
登録番号				
881420				



働きます！
熊本のために！！

熊本市議会議員

斉藤 ひろし事務所



斉藤 ひろし

〒862-0920 熊本市東区月出8-3-11

TEL 096-283-0762 FAX 096-284-1028

✉ higo3110@gmail.com

斉藤ひろし事務所

検索

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑨事務所費		
支払年月日	2022年3月29日		
金額(円)	13,480		
支払先	ミヤザキミワコ		
内容	事務所家賃 3月分		
支払番号	64		
	支出した割合(1/2、1/3、 <u>18%</u>)		

カードご利用明細 肥後銀行

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記のとおりでございます。
どうぞお確かめください。

お取引内容	お取引日	お取引番号
支払	040329	17634193
銀行番号	店番号	口座番号等
	お取引金額	¥74,890
	お振込手数料 (含む消費税等)	¥110
	おつり	¥0
お取引時刻	お取引種別(元帳種別)	
14:38	*****	
ATMS-507788		
<お受取人>		
		
様		
<ご依頼人>		
サイトウ ヒロシ		
電話番号 		
様		
HigoBank		

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑤広報費		
支払年月日	2022年3月29日		
金額(円)	173,992		
支払先	アイキャッチ		
内容	広報誌(Vol.06)作成費 22,500部		
支払番号	65		
	支出した割合(1/2、1/3、18%、95%)		

カードご利用明細 肥後銀行

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記のとおりでございます。
どうぞお確かめください。

お取引内容	お取引日	お取引番号
支払	040329	14931195
銀行番号	店番号	口座番号等
	お取引金額	
	¥183,150	
	お振込手数料 (含む消費税等)	
	¥165	
	おつり	
	¥0	
お取引時刻	お取引後の残高(元銀残高)	
11:52	*****	
ATMS-504356		
<お受取人>		
肥後銀行		
肥三郎支店		
普通		
198130	様	
<ご依頼人>		
サイトウ ヒロシ		
電話番号		
様		
HigoBank		

お客様コードNo. Y010094

862-0920

熊本県熊本市東区月出8丁目3-11

齊藤 博

様

TEL 096-283-0762

FAX 096-284-1028

請 求 書

eyecatch 4 年 3 月 28 日

CREATIVE & THEORY CO., LTD

株式会社 アイキャッチ

〒861-8043 熊本市東区戸島西3丁目2番65号

TEL 096-365-4000 FAX 096-365-4441

振込銀行 肥後銀行三郎支店

(普通) No.198130

伝票No. 521

担当者

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
広報誌 製造費	22,500	枚	7.40	166,500	
課税対象額	166,500 (消費税合計	16,650)	合 計	16,650	
摘 要				183,150	

熊本市議会議員

斉藤ひろし通信

ごあいさつ

新型コロナウイルスの影響下にある生活が、2年間も続いています。3回目のワクチン接種が進む中ではありますが、ご心配が払しょくできず、不安の中に、お暮しの方も多いかと存じます。くれぐれもお体ご自愛いただき、健やかに過ごしていただきますことをご祈念申し上げます。

さて、この度、第6弾となります「斉藤ひろし通信」を発刊させていただきました。新型コロナウイルスへの熊本市の取り組みや、令和4年第1回定例会における、「一般質問」の内容をご紹介します。ご高覧いただければ幸いです。

このまちで暮らす人に
寄り添い続けたい

令和3年度熊本市新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策

第21弾

令和3年
8月25日

1. ワクチン接種体制の充実・強化

13.63億円

対象年齢の引下げに伴う12歳以上の全対象者への接種体制の整備
や接種証明書の発行等

2. 検査体制と医療提供体制の維持

3.6億円

今後の感染拡大に備えた、PCR検査体制や感染者の入院医療費
の確保

3. 社会福祉施設等における感染拡大防止対策への支援

1.99億円

介護施設等における簡易陰圧装置の設置やゾーニング環境の整備に
対する助成

4. ウイルス変異株の監視体制の強化

4百万円

環境総合センターにおけるウイルスのゲノム解析が可能な次世代
シーケンサーの導入

5. 孤独・孤立で不安を抱える女性への支援

4百万円

不安を抱える女性の実態把握や相談支援、居場所づくり等

6. 安心して飲食店等を利用できる環境の整備

23百万円

市内飲食店等に対する県の感染防止対策認証制度の周知や申請
勧奨等

7. 保育の質の向上に向けたICT環境の整備

22百万円

公立保育所におけるICT機器や保育業務支援システムの導入等

8. 障がい福祉分野の生産性向上等に向けたICT化への支援

6百万円

障がい福祉サービス事業所等におけるICT機器等の導入に
対する助成

9. 介護業務の負担軽減等に向けたロボット技術の活用支援

1百万円

障がい福祉サービス事業所等における介護補助機器の導入に
対する助成

(※) 上記対策のほか、コロナ禍の影響を受けた法人等に対する
過年度に徴収した市税の還付金に係る
補正予算(2億20百万円)を計上。

第22弾

令和3年
10月14日

1. ワクチン追加接種の迅速な実施に向けた体制確保等

9.9億円

2回目接種から概ね8か月以上経過した対象者に、
追加接種(1回)を順次実施するための体制等を確保

- | | |
|------|----------------------------|
| 個別接種 | 実施医療機関やワクチン等の個別配送体制の確保等 |
| 集団接種 | 集団接種会場(熊本城ホール等)や医療従事者等の確保等 |
| その他 | コールセンターの拡充や接種証明書の交付体制の整備等 |

【債務負担行為】 期間：令和4年度
限度額：19.2億円

※上記のほか、既決予算を活用し、高齢者に対する追加接種
会場までのタクシー移動支援を実施予定

2. 商店街の再生・活性化に向けた緊急支援

1.1億円

市内商店街の賑わい創出や魅力向上に向け、空き店舗への出店を支援

リノベーション支援

対象者：市内商店街内の空き店舗(路面店)所有者
(3か月以上空き店舗の状態が継続している店舗)
助成額：店舗改装費等の1/2以内(上限300万円)

新規出店者支援

対象者：市内商店街内の空き店舗(路面店)への出店者
(上記+飲食業・小売業・サービス業の出店に限る)
助成額：初期費用の1/2以内(上限150万円)

第22弾 令和3年 10月14日

3. 地域公共交通を維持するための緊急支援

2.8億円

地域生活や経済活動を支える公共交通事業者が、コロナ禍でも引き続き路線を維持できるよう支援

対象の公共交通機関

都市バス、九州産交バス、産交バス、熊本バス、
電鉄バス、熊本市電、熊本電鉄、熊本フェリー

第23弾 令和3年 12月6日

1. ワクチン接種の対象者拡大等に伴う体制確保

3.0億円

5歳以上 11歳以下の小児へのワクチン接種体制等の構築

小児へのワクチン接種

(参考) 令和3年11月16日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡
「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」

- ・対象者：5歳以上11歳以下の小児
- ・接種回数：1人あたり2回
- ・接種期間：令和4年2月以降（予定）
- ・ワクチン：小児（5歳～11歳）用ファイザー社ワクチン
- ・実施体制：個別接種（小児向け予防接種の実施医療機関と調整中）
- ※接種可能医療機関が少ない場合等は、集団接種による対応も検討

2. 子育て世帯に対する支援

62.8億円

子育て世帯に対する臨時特別給付金（18歳以下の児童1人あたり現金5万円）の給付

申請不要

【注】児童手当受給者が公務員の場合は申請要

- ・対象児童：①令和3年9月分の児童手当対象児童
②令和3年10月1日～令和4年3月31日出生児童
- ・支給時期：12月下旬頃から支給開始
- ※児童手当支給口座に振込

申請要

- ・対象児童：令和3年9月30日時点における16歳～18歳の児童（平成15年4月2日～平成18年4月1日生）
- ※上記児童が上記①の受給者と同居している場合は申請不要
- ・支給時期：申請に基づき1月上旬頃から支給開始

第24弾 令和3年 12月16日

子育て世帯に対する支援

62.0億円

子育て世帯に対する臨時特別給付金を年内から現金一括給付するための追加的対応

支給額：18歳以下の児童1人あたり
現金10万円（先行分5万円＋追加分5万円）

前回補正 予算計上

今回補正 予算計上

申請不要

【注】児童手当受給者が公務員の場合は原則申請が必要

- ＜対象児童＞①令和3年9月分の児童手当対象児童
②令和3年10月1日～令和4年3月31日出生児童
- ＜支給時期＞上記①：12月24日に先行分と追加分を一括で支給
上記②：1月上旬頃から順次、先行分と追加分を一括で支給
- ※児童手当支給口座に振込

申請要

- ＜対象児童＞令和3年9月30日時点における16歳～18歳の児童（平成15年4月2日～平成18年4月1日生）
- ※該当児童が上記①の受給者と同居している場合は申請不要
- ＜支給時期＞申請に基づき1月上旬頃から先行分と追加分を一括で支給開始

第25弾 令和3年 12月28日

厳しい状況にある市民生活の支援

88.2億円

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり現金10万円）の給付

申請不要

【注】原則、確認書の提出が必要

- ＜対象世帯＞基準日（令和3年12月10日）において、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）で、世帯員に住民税の未申告者がいない世帯
- ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ＜支給時期＞確認書の提出があり次第、令和4年2月上旬頃から順次支給※原則、過去の給付金支給時に登録した銀行口座に振込

申請要

- ＜対象世帯＞①世帯員に住民税の未申告者がいる住民税非課税世帯
- ②住民税非課税世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の家計が急変し、世帯員全員が住民税非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯
- ＜支給時期＞上記①：申請に基づき、令和4年2月下旬頃から順次支給
- 上記②：申請に基づき、令和4年3月上旬頃から順次支給

第26弾 令和4年 1月21日

1. 営業時間短縮要請に伴う協力金に係る県への負担金

5.3億円

対象地域：熊本市内全域

期間：1月21日(金)午後8時～2月13日(日)午後12時

対象者：県による営業時間短縮要請に応じた飲食店等の事業者

支給額：【認証店】

①午後9時までの営業・酒類提供有…2万5千円～7万5千円/日

②午後8時までの営業・酒類提供無…3万円～10万円/日

【非認証店】

午後8時までの営業・酒類提供無…2万5千円～7万5千円/日

大企業は売上高の減少額に応じて、支給額を別途算定

2. 営業時間短縮要請への協力店舗に対する家賃支援

3.0億円

対象地域：熊本市内全域

対象者：県による営業時間短縮要請に応じた飲食店等の事業者のうち、店舗を賃借している者

助成額：1店舗あたり1か月分の家賃（上限35万円）の1/2※1回のみ助成

3. ホテル等をテレワークで利用した際の利用料の割引

0.4億円

対象者：熊本県内在住者

割引額：①利用料2,000円以上1,500円割引

②利用料4,000円以上3,000円割引

4. 飲食宅配代行業者を利用した際の配達料の助成

0.2億円

助成額：熊本市内にある飲食店からの配達料全額を助成



第27弾 令和4年3月7日

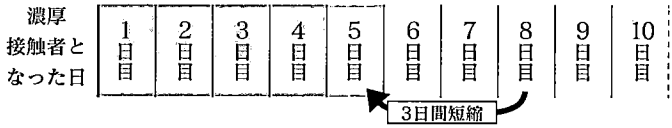
1. 高齢者施設等における集中的検査の拡充・社会機能維持検査の導入 2.6億円

○入所系施設等の従事者に実施している集中的な検査について、対象を通所系施設や保育所、小学校等にも拡大し、クラスター発生の防止を図る。
○社会機能の維持に向け、濃厚接触者となった施設等従事者の待機を早期解除するために必要な検査を支援することで、施設等の事業継続を図る。

事業概要		対象：約2,800施設、約45,000人
	拡充 集中的検査	新規 社会機能維持検査
対象施設 (下線部を拡充)	・高齢者施設（入所） ・障がい者施設（入所） ・救護施設 ・児童養護施設	同 左
	・高齢者施設（通所等） ・障がい者施設（通所等） ・保育所・小学校 ・幼稚園等	同 左
対象者	対象施設に従事する者で無症状の者	対象施設に従事する者で濃厚接触者となった者
実施期間	令和4年3月から4月末まで	同 左
検査回数	週1回程度（上限6回）	以下「社会機能維持検査のイメージ」参照
検査方法	検査を希望する施設に抗原検査キットを配布	同 左

社会機能維持検査のイメージ

【原則】濃厚接触者となった日から7日間自宅等で待機し、8日目に解除



濃厚接触者となった日から4日目・5日目に抗原検査を実施し、2日間「陰性」が確認できた場合、5日目に解除が可能

2. 営業時間短縮要請に伴う協力金に係る県への負担金 3.3億円

対象地域	熊本市内全域		
期間	令和4年3月7日（月）午後8時～ 3月21日（月）午後12時		
対象者	熊本県による営業時間短縮要請に応じた飲食店等の事業者		
支給額	認証店	午後9時までの 営業・酒類提供有	2万5千円～ 7万5千円/日
	非認証店	午後8時までの 営業・酒類提供無	3万円～ 10万円/日

大企業は売上高の減少額に応じて、支給額を別途算定

一般質問(令和4年3月7日) 令和4年第1回定例会にて、一般質問をさせていただきました。

1. 金峰山少年自然の家の事業手法について

質問 金峰山少年自然の家は、平成31年から受け入れを中止し、現地建て替えを行い、令和7年の供用開始を目指している。先般公表された「金峰山少年自然の家の新しい施設整備運営等に係る事業方針」では、事業方式をPFI方式とした。財政負担の削減率は、わずか5.2%程度、17年の事業期間で、そのメリットは131百万円程度にも関わらず、PFI方式が採用された理由を問う。
*PFI方式：民間資金を利用して、民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる方式

答弁 教育施設の整備にあたっては、財政負担の軽減と併せて、事業の安定性が重要と考える。民間の活力を生かしつつ、質の高い教育や学びの場を継続して提供していく観点から、PFI方式が最も効果的な事業手法と判断した。



質問 今般選択された事業手法は、PFI方式のBTO手法が採用された。施設の所有権が民間事業者から、熊本市に移転することとなる。民間事業者が、柔軟に施設の管理運営ができる体制とするには、施設の所有権は民間事業者とするべきだ。また、本市は、すでに所有する公共施設の維持管理に大きなエネルギーを注いでいる。増大する保守整備事業に十分な予算を割くことが難しい中、なぜ15億円程度に上る施設を、市有資産とするのか。施設の所有権は民間事業者とするべきだ。
*BTO手法：民間事業者が資金を調達し、施設を「建築」し、施設の所有権を熊本市に「移転」し、民間が引き続き施設の「管理運営」を行う手法

答弁 金峰山少年自然の家は、学びの場を継続的に提供していく野外教育施設である。万一の際のインシティアップが発揮しやすく、より安定した事業継続を可能とするには、施設の所有権は熊本市にすべきと判断した。



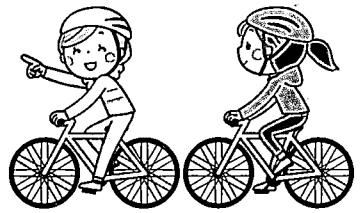
2. 中心市街地におけるにぎわい創出の取り組みについて

質問 健軍地区周辺で実施された、AIデマンドタクシーの実証実験。昨年10月～11月に実施されたとの事だが、その結果と、今後のAIデマンドタクシーに関する施策を示してほしい。
来年度から予定されている、シェアサイクルの実証事業。上熊本駅周辺を含む、中心市街地を対象地域とし、シェアサイクル事業を行うということだが、その実証事業とはどのようなものなのか。

答弁 AIデマンドタクシーの実証実験は、市街地において、既存公共交通機関を補完する新たな移動手段としての可能性を探るため、産学官と連携し、平日の30日間運行した。
来年度は、市街地に加え、公共交通空白地域等で実証実験を予定している。シェアサイクルは、スマートフォンで自転車の貸出から返却、料金決済などができ、時間単位での料金設定や、24時間の利用、どのポートでも返却可能など、気軽に自転車を利用できるサービスであり、中心市街地の回遊性向上のほか、健康増進にもつながる施策である。

質問 上通の南側、通町筋は、多くのバス路線が集結し、市電が行きかう市内随一の公共交通機関の要である。一方、上通北口、並木坂の出入口には路線バスも市電もなく、結果として、にぎわい創出の機会を逸しているのではない。熊本市を代表する中心商店街に、にぎわいを創出し、人に集って頂ける環境を整えるためにも、交通の結節機能を充実させることは、必要不可欠。上通北口の新たなにぎわいを創出するため、また、継ぎ目ないモビリティサービスの提供を可能とするためにも、AIデマンドタクシーやシェアサイクルの拠点化を、上通北口にて進められないか。また、バス事業者との協議を踏まえ、フードパルから、上熊本駅、上通の北口、子飼橋を經由し、水前寺駅までの、新たなバス路線を検討できないか。

答弁 AIデマンドタクシーは、新たなコミュニティ交通としての可能性を検討中であり、今後の実証実験の対象地域について、関係者と協議してまいる。シェアサイクルは、駐輪ポートを藤崎宮前駅へ設置する方向で、調整を図っている。バス路線の新設は、整理すべき課題も多く、沿線の大学や地域等のご意見をお聞きしながら、代替策も含め、可能性を探ってまいりたい。



3. 交通局の現状を踏まえた経営形態の在り方について

質問 令和3年4月1日現在で、交通局の全職員数189名の内、非常勤職員は103名。実に54%の職員が、正規職員ではない。また、運転士は、85名の内、再任用職員6名を除き、全員が非常勤職員。会計年度任用職員であり1年の雇用契約となっている。公共交通機関の最前線で働き、乗客の安全を現場で支えている職員の皆さん方への処遇は、改善されるべきだ

答弁 健全で持続可能な組織運営を行っていくためには、経営に見合った給与水準のもとで、正規職員の比率を高めていくことが不可欠である。しかし、市の方針と整合を図りながら進めていくためには、現行の公営企業法の下での企業運営では困難である。

質問 令和2年度の決算書によると、営業収益は、1,084Mで前年比▲601M、また、一般会計からの持ち出し分528Mをもってしても、最終利益は▲205Mとなり、赤字計上となった。一方、令和元年度にあった現預金13億円が、翌年度令和2年度には、6億円弱となり大きく減少した。赤字により、過去に積み上げてきた累積の剰余金や現預金が一気に減少したことは、今後の重大な懸念材料である。今後、交通局の収益性や経営効率性を高めるための改善策をどのように考えているのか。

答弁 多編成車両の導入を進め輸送効率の向上を図りつつ、老朽車両の塗装経費を捻出するためのクラウドファンディングの実施や、保有車両の適正化による維持管理コストの低減等に取り組んでまいる。また、運賃の適正な水準についても、検討してまいりたい。

4. 東部環境工場延命化整備事業及びグリーンファイナンス導入の可能性について

質問 東部環境工場の延命化整備を図る準備のため、令和2年度から、長寿命化総合計画や、延命化整備事業計画の策定が進められてきた。そして、令和4年度から延命化工事が始まると聞いている。延命化工事が 来年度から始まるこの時期に、来年度予算案が25億円程度計上されているにも関わらず、未だ事業計画が完成せず、事業の全体像や総事業費が明らかでないという現状に、疑問を感じる。

答弁 当初、総事業費90億円と見込んでいたが、想定以上に重要危機が老朽化していたことから、当初見込み以上に事業費が拡大する懸念がある。まず、工場が停止する事態を回避するため、必要な機器の改修費用を優先的に予算計上した。全体事業費や、スケジュールは来年度に改めてお示しする。

質問 東部環境工場延命化整備事業では、多額の整備費用の調達が必要だ。世界的な環境改善に向けた取組みの中で、熊本市民の皆さん方の理解を深めるためにも、是非、東部環境工場延命化整備事業等における、グリーンファイナンス導入を、速やかに進めていただきたい。
*グリーンファイナンス：資金の用途がグリーンプロジェクトに限定される金融商品。

答弁 グリーンファイナンスへの取組みは、環境保全に向けた市民や事業者の皆様の意識の醸成、環境問題に取り組む発行体としてのイメージアップ等につながる。本市として取り組むべき施策と判断している。令和4年度当初予算には、グリーンボンド発行に向けた検討経費を計上した。

5. 河川及び管理用通路の適正な管理について

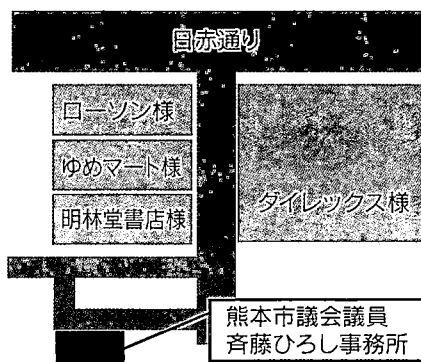
質問 健軍川や藻器堀川をはじめ、流域に住宅街を抱え、除草作業を含む河川管理が必要な流域においては、地域の方々のご意見やご要望を踏まえ、河川管理の改善に努めてもらいたい。

答弁 除草等の河川管理については、自治会など地域の方々のご意見やご要望を踏まえ、除草頻度等含め、適切な河川の管理に努めてまいる。

熊本市議会議員 斉藤ひろし事務所

〒862-0920
熊本市東区月出 8-3-11
TEL.096-283-0762
FAX.096-284-1028

Mail:higo3110@gmail.com



斉藤ひろし事務所



斉藤ひろし経歴

昭和45年4月15日生まれ 51歳
昭和61年 九州学院中学校卒業
平成元年 熊本県立済々黌高等学校卒業
平成7年 明治大学農学部卒業
平成7年 株式会社肥後銀行入行
東支店、来民支店、
渡鹿支店、本部部署
平成28年 健軍支店副支店長
平成29年 熊本駅前支店支店長
平成31年 熊本市議会議員 初当選



検索

熊本市議会
インターネット
議会中継はこちら



支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑤広報費		
支払年月日	2022年3月29日		
金額(円)	105,339		
支払先	ハイコムポスティング		
内容	広報誌(Vol.06)配布代 21,914部		
支払番号	66		
領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。	支出した割合(1/2、1/3、18%、95%)		

※ 別紙

広報誌配布代金

依頼日 (年) 04 (月) 03 (日) 27

毎度ご利用くださいませありがとうございます。
お振込受付書 (兼振込手数料受取書)

お振込先	肥後銀行		支店 出張所												
	1. 普通 4. 貯蓄 2. 当座 9. その他	1866295	金額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

お受取人	▽"カタカナ"で、濁点 (・)、半濁点 (゜) も一字として、左からご記入ください														
	イイコムホースアイン7 (株) 様へ														
依頼人	▽"カタカナ"で、濁点 (・)、半濁点 (゜) も一字として、左からご記入ください														
	ササトウヒロシシムシヨ 様から														
熊本市東区月出4-3-11 ご連絡先電話番号															

○振込先銀行へは、お受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。電信扱いの場合には、お受取人名等をカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会のために振込が遅延することがあります。
○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって、振込が遅延することがあっても当行は責任を負いません。
○振込金として現金または当座小切手等を受領した場合は「お振込金受取書 (兼振込手数料受取書)」、預金払戻請求書または、口座振替による場合は、「お振込受付書 (兼振込手数料受取書)」として使用しています。

お振込手数料 (税込)		明細帳発行枚数
本日受入 円	550	付録記載簿本数
一括後払 円		機読票承認済

株式会社 肥後銀行



請 求 書

1 / 1

熊本市議会議員

斉藤ひろし通信

ごあいさつ

新型コロナウイルスの影響下にある生活が、2年間も続いています。3回目のワクチン接種が進む中ではありますが、ご心配が払しょくできず、不安の中に、お暮らしの方も多いかと存じます。くれぐれもお体ご自愛いただき、健やかに過ごしていただきますことをご祈念申し上げます。

さて、この度、第6弾となります「斉藤ひろし通信」を発刊させていただきました。新型コロナウイルスへの熊本市の取り組みや、令和4年第1回定例会における、「一般質問」の内容をご紹介させていただきます。ご高覧いただければ幸いです。



熊本市議会議員 斉藤 ひろし

このまちで暮らす人に
寄り添い続けたい

令和3年度熊本市新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策

第21弾

令和3年
8月25日

1. ワクチン接種体制の充実・強化

13.63億円

対象年齢の引下げに伴う12歳以上の全対象者への接種体制の整備
や接種証明書の発行等

2. 検査体制と医療提供体制の維持

3.6億円

今後の感染拡大に備えた、PCR検査体制や感染者の入院医療費
の確保

3. 社会福祉施設等における感染拡大防止対策への支援

1.99億円

介護施設等における簡易陰圧装置の設置やゾーニング環境の整備に
対する助成

4. ウイルス変異株の監視体制の強化

4百万円

環境総合センターにおけるウイルスのゲノム解析が可能な次世代
シーケンサーの導入

5. 孤独・孤立で不安を抱える女性への支援

4百万円

不安を抱える女性の実態把握や相談支援、居場所づくり等

6. 安心して飲食店等を利用できる環境の整備

23百万円

市内飲食店等に対する県の感染防止対策認証制度の周知や申請
勧奨等

7. 保育の質の向上に向けたICT環境の整備

22百万円

公立保育所におけるICT機器や保育業務支援システムの導入等

8. 障がい福祉分野の生産性向上等に向けたICT化への支援

6百万円

障がい福祉サービス事業所等におけるICT機器等の導入に
対する助成

9. 介護業務の負担軽減等に向けたロボット技術の活用支援

1百万円

障がい福祉サービス事業所等における介護補助機器の導入に
対する助成

(※) 上記対策のほか、コロナ禍の影響を受けた法人等に対する
過年度に徴収した市税の還付金に係る
補正予算(2億20百万円)を計上。

第22弾

令和3年
10月14日

1. ワクチン追加接種の迅速な実施に向けた体制確保等

9.9億円

2回目接種から概ね8か月以上経過した対象者に、
追加接種(1回)を順次実施するための体制等を確保

- | | |
|------|----------------------------|
| 個別接種 | 実施医療機関やワクチン等の個別配送体制の確保等 |
| 集団接種 | 集団接種会場(熊本城ホール等)や医療従事者等の確保等 |
| その他 | コールセンターの拡充や接種証明書の交付体制の整備等 |

【債務負担行為】期間：令和4年度
限度額：19.2億円

※上記のほか、既決予算を活用し、高齢者に対する追加接種
会場までのタクシー移動支援を実施予定

2. 商店街の再生・活性化に向けた緊急支援

1.1億円

市内商店街の賑わい創出や魅力向上に向け、空き店舗への出店を支援

リノベーション支援

対象者：市内商店街内の空き店舗(路面店)所有者
(3か月以上空き店舗の状態が継続している店舗)
助成額：店舗改装費等の1/2以内(上限300万円)

新規出店者支援

対象者：市内商店街内の空き店舗(路面店)への出店者
(上記+飲食業・小売業・サービス業の出店に限る)
助成額：初期費用の1/2以内(上限150万円)

第22弾 令和3年 10月14日

3. 地域公共交通を維持するための緊急支援

2.8億円

地域生活や経済活動を支える公共交通事業者が、コロナ禍でも引き続き路線を維持できるよう支援

対象の公共交通機関

都市バス、九州産交バス、産交バス、熊本バス、
電鉄バス、熊本市電、熊本電鉄、熊本フェリー

第23弾 令和3年 12月6日

1. ワクチン接種の対象者拡大等に伴う体制確保

3.0億円

5歳以上11歳以下の小児へのワクチン接種体制等の構築

小児へのワクチン接種

(参考) 令和3年11月16日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡
「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」

- ・対象者：5歳以上11歳以下の小児 ・接種回数：1人あたり2回
- ・接種期間：令和4年2月以降（予定） ・ワクチン：小児（5歳～11歳）用
ファイザー社ワクチン
- ・実施体制：個別接種（小児向け予防接種の実施医療機関と調整中）
※接種可能医療機関が少ない場合等は、集団接種による対応も検討

2. 子育て世帯に対する支援

62.8億円

子育て世帯に対する臨時特別給付金（18歳以下の児童1人あたり現金5万円）の給付

申請不要

【注】児童手当受給者が公務員の場合は申請要

- ・対象児童：①令和3年9月分の児童手当対象児童
②令和3年10月1日～令和4年3月31日出生児童
- ・支給時期：12月下旬頃から支給開始
※児童手当支給口座に振込

申請要

- ・対象児童：令和3年9月30日時点における16歳～18歳の児童
（平成15年4月2日～平成18年4月1日生）
※上記児童が上記①の受給者と同居している場合は
申請不要
- ・支給時期：申請に基づき1月上旬頃から支給開始

第24弾 令和3年 12月16日

子育て世帯に対する支援

62.0億円

子育て世帯に対する臨時特別給付金を年内から現金一括給付するための追加的対応

支給額：18歳以下の児童1人あたり
現金10万円（先行分5万円＋追加分5万円）

前回補正 予算計上

今回補正 予算計上

申請不要

【注】児童手当受給者が公務員の場合は原則申請が必要

- ＜対象児童＞①令和3年9月分の児童手当対象児童
②令和3年10月1日～令和4年3月31日出生児童
- ＜支給時期＞上記①：12月24日に先行分と追加分を一括で支給
上記②：1月上旬頃から順次、先行分と追加分を一括で支給
※児童手当支給口座に振込

申請要

- ＜対象児童＞令和3年9月30日時点における16歳～18歳の児童
（平成15年4月2日～平成18年4月1日生）
※該当児童が上記①の受給者と同居している場合は申請不要
- ＜支給時期＞申請に基づき1月上旬頃から先行分と
追加分を一括で支給開始

第25弾 令和3年 12月28日

厳しい状況にある市民生活の支援

88.2億円

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
（1世帯あたり現金10万円）の給付

申請不要

【注】原則、確認書の提出が必要

- ＜対象世帯＞基準日（令和3年12月10日）において、
令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
（住民税非課税世帯）で、世帯員に住民税の未申告者がいない世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ＜支給時期＞確認書の提出があり次第、令和4年2月上旬頃から
順次支給※原則、過去の給付金支給時に登録した銀行口座に振込

申請要

- ＜対象世帯＞①世帯員に住民税の未申告者がいる住民税非課税世帯
②住民税非課税世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響で、
令和3年1月以降の家計が急変し、世帯員全員が住民税非課税世帯と
同様の事情があると認められる世帯
- ＜支給時期＞上記①：申請に基づき、令和4年2月下旬頃から順次支給
上記②：申請に基づき、令和4年3月上旬頃から順次支給

第26弾 令和4年 1月21日

1. 営業時間短縮要請に伴う協力金に係る県への負担金

5.3億円

対象地域：熊本市内全域

期間：1月21日（金）午後8時～2月13日（日）午後12時

対象者：県による営業時間短縮要請に応じた飲食店等の事業者

支給額：【認証店】

①午後9時までの営業・酒類提供有…2万5千円～7万5千円/日

②午後8時までの営業・酒類提供無…3万円～10万円/日

【非認証店】

午後8時までの営業・酒類提供無…2万5千円～7万5千円/日

大企業は売上高の減少額に応じて、支給額を別途算定

2. 営業時間短縮要請への協力店舗に対する家賃支援

3.0億円

対象地域：熊本市内全域

対象者：県による営業時間短縮要請に応じた飲食店等の
事業者のうち、店舗を賃借している者

助成額：1店舗あたり1か月分の家賃（上限35万円）
の1/2※1回のみ助成

3. ホテル等をテレワークで利用した際の利用料の割引

0.4億円

対象者：熊本県内在住者

割引額：①利用料2,000円以上1,500円割引

②利用料4,000円以上3,000円割引

4. 飲食宅配代行業者を利用した際の配達料の助成

0.2億円

助成額：熊本市内にある飲食店からの配達料全額を助成



第27弾 令和4年3月7日

1. 高齢者施設等における集中的検査の拡充・社会機能維持検査の導入 2.6億円

○入所系施設等の従事者に実施している集中的な検査について、対象を通所系施設や保育所、小学校等にも拡大し、クラスター発生の防止を図る。
○社会機能の維持に向け、濃厚接触者となった施設等従事者の待機を早期解除するために必要な検査を支援することで、施設等の事業継続を図る。

事業概要 対象：約2,800施設、約45,000人

	拡充 集中的検査	新規 社会機能維持検査
対象施設 (下線部を拡充)	・高齢者施設(入所) ・障がい者施設(入所) ・救護施設 ・児童養護施設 ・高齢者施設(通所等) ・障がい者施設(通所等) ・保育所・小学校 ・幼稚園等	同 左
対象者	対象施設に従事する者で無症状の者	対象施設に従事する者で濃厚接触者となった者
実施期間	令和4年3月から4月末まで	同 左
検査回数	週1回程度(上限6回)	以下「社会機能維持検査のイメージ」参照
検査方法	検査を希望する施設に抗原検査キットを配布	同 左

社会機能維持検査のイメージ

【原則】濃厚接触者となった日から7日間自宅等で待機し、8日目に解除

濃厚接触者となった日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

濃厚接触者となった日から4日目・5日目に抗原検査を実施し、2日間「陰性」が確認できた場合、5日目に解除が可能

2. 営業時間短縮要請に伴う協力金に係る県への負担金 3.3億円

対象地域	熊本市内全域			〈対象〉 約4,500店舗
期間	令和4年3月7日(月)午後8時～ 3月21日(月)午後12時			
対象者	熊本県による営業時間短縮要請に応じた飲食店等の事業者			
支給額	認証店	午後9時までの営業・酒類提供有	2万5千円～7万5千円/日	大企業は売上高の減少額に応じて、支給額を別途算定
		午後8時までの営業・酒類提供無	3万円～10万円/日	
	非認証店	午後8時までの営業・酒類提供無	2万5千円～7万5千円/日	

一般質問(令和4年3月7日) 令和4年第1回定例会にて、一般質問をさせていただきました。

1. 金峰山少年自然の家の事業手法について

質問 金峰山少年自然の家は、平成31年から受け入れを中止し、現地建て替えを行い、令和7年の供用開始を目指している。先般公表された「金峰山少年自然の家の新しい施設整備運営等に係る事業方針」では、事業方式をPFI方式とした。財政負担の削減率は、わずか5.2%程度、17年の事業期間で、そのメリットは131百万円程度にも関わらず、PFI方式が採用された理由を問う。

*PFI方式：民間資金を利用して、民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる方式

答弁 教育施設の整備にあたっては、財政負担の軽減と併せて、事業の安定性が重要と考える。民間の活力を生かしつつ、質の高い教育や学びの場を継続して提供していく観点から、PFI方式が最も効果的な事業手法と判断した。



質問 今般選択された事業手法は、PFI方式のBTO手法が採用された。施設の所有権が民間事業者から、熊本市に移転することとなる。民間事業者が、柔軟に施設の管理運営ができる体制とするには、施設の所有権は民間事業者とするべきだ。また、本市は、すでに所有する公共施設の維持管理に大きなエネルギーを注いでいる。増大する保守整備事業に十分な予算を割くことが難しい中、なぜ15億円程度に上る施設を、市有資産とするのか。施設の所有権は民間事業者とするべきだ。

*BTO手法：民間事業者が資金を調達し、施設を「建築」し、施設の所有権を熊本市に「移転」し、民間が引き続き施設の「管理運営」を行う手法

答弁 金峰山少年自然の家は、学びの場を継続的に提供していく野外教育施設である。万一の際のイニシアティブが発揮しやすく、より安定した事業継続を可能とするには、施設の所有権は熊本市にすべきと判断した。



2. 中心市街地におけるにぎわい創出の取り組みについて

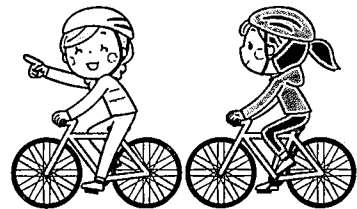
質問 健軍地区周辺で実施された、AIデマンドタクシーの実証実験。昨年10月～11月に実施されたとの事だが、その結果と、今後のAIデマンドタクシーに関する施策を示してほしい。

来年度から予定されている、シェアサイクルの実証事業。上熊本駅周辺を含む、中心市街地を対象地域とし、シェアサイクル事業を行うということだが、その実証事業とはどのようなものなのか。

答弁 AIデマンドタクシーの実証実験は、市街地において、既存公共交通機関を補完する新たな移動手段としての可能性を探るため、産学官と連携し、平日の30日間運行した。来年度は、市街地に加え、公共交通空白地域等で実証実験を予定している。シェアサイクルは、スマートフォンで自転車の貸出から返却、料金決済などができ、時間単位での料金設定や、24時間の利用、どのポートでも返却可能など、気軽に自転車を利用できるサービスであり、中心市街地の回遊性向上のほか、健康増進にもつながる施策である。

質問 上通の南側、通町筋は、多くのバス路線が集結し、市電が行きかう市内随一の公共交通機関の要である。一方、上通北口、並木坂の出入口には路線バスも市電もなく、結果として、にぎわい創出の機会を逸しているのではないかと。熊本市を代表する中心商店街に、にぎわいを創出し、人に集って頂ける環境を整えるためにも、交通の結節機能を充実させることは、必要不可欠。上通北口の新たなにぎわいを創出するため、また、継ぎ目ないモビリティサービスの提供を可能とするためにも、AIデマンドタクシーやシェアサイクルの拠点化を、上通北口にて進められないか。また、バス事業者との協議を踏まえ、フードパルから、上熊本駅、上通の北口、子飼橋を経由し、水前寺駅までの、新たなバス路線を検討できないか。

答弁 AIデマンドタクシーは、新たなコミュニティ交通としての可能性を検討中であり、今後の実証実験の対象地域について、関係者と協議してまいる。シェアサイクルは、駐輪ポートを藤崎宮前駅へ設置する方向で、調整を図っている。バス路線の新設は、整理すべき課題も多く、沿線の大学や地域等のご意見をお聞きしながら、代替策も含め、可能性を探ってまいりたい。



3. 交通局の現状を踏まえた経営形態の在り方について

質問 令和3年4月1日現在で、交通局の全職員数189名の内、非常勤職員は103名。実に54%の職員が、正規職員ではない。また、運転士は、85名の内、再任用職員6名を除き、全員が非常勤職員。会計年度任用職員であり1年の雇用契約となっている。公共交通機関の最前線で働き、乗客の安全を現場で支えている職員の皆さん方への処遇は、改善されるべきだ

答弁 健全で持続可能な組織運営を行っていくためには、経営に見合った給与水準のもとで、正規職員の比率を高めていくことが不可欠である。しかし、市の方針と整合を図りながら進めていくためには、現行の公営企業法の下での企業運営では困難である。

質問 令和2年度の決算書によると、営業収益は、1,084Mで前年比▲601M、また、一般会計からの持ち出し分528Mをもってしても、最終利益は▲205Mとなり、赤字計上となった。一方、令和元年度にあった現預金13億円が、翌年度令和2年度には、6億円弱となり大きく減少した。赤字により、過去に積み上げてきた累積の剰余金や現預金が一気に減少したことは、今後の重大な懸念材料である。今後、交通局の収益性や経営効率性を高めるための改善策をどのように考えているのか。

答弁 多編成車両の導入を進め輸送効率の向上を図りつつ、老朽車両の塗装経費を捻出するためのクラウドファンディングの実施や、保有車両の適正化による維持管理コストの低減等に取り組んでまいる。また、運賃の適正な水準についても、検討してまいりたい。

4. 東部環境工場延命化整備事業及びグリーンファイナンス導入の可能性について

質問 東部環境工場の延命化整備を図る準備のため、令和2年度から、長寿命化総合計画や、延命化整備事業計画の策定が進められてきた。そして、令和4年度から延命化工事が始まると聞いている。延命化工事が 来年度から始まるこの時期に、来年度予算案が25億円程度計上されているにも関わらず、未だ事業計画が完成せず、事業の全体像や総事業費が明らかでないという現状に、疑問を感じる。

答弁 当初、総事業費90億円と見込んでいたが、想定以上に重要危機が老朽化していたことから、当初見込み以上に事業費が拡大する懸念がある。まず、工場が停止する事態を回避するため、必要な機器の改修費用を優先的に予算計上した。全体事業費や、スケジュールは来年度に改めてお示しする。

質問 東部環境工場延命化整備事業では、多額の整備費用の調達が必要だ。世界的な環境改善に向けた取組みの中で、熊本市民の皆さん方の理解を深めるためにも、是非、東部環境工場延命化整備事業等における、グリーンファイナンス導入を、速やかに進めていただきたい。
*グリーンファイナンス：資金の用途がグリーンプロジェクトに限定される金融商品。

答弁 グリーンファイナンスへの取組みは、環境保全に向けた市民や事業者の皆様の意識の醸成、環境問題に取り組む発行体としてのイメージアップ等につながる。本市として取り組むべき施策と判断している。令和4年度当初予算には、グリーンボンド発行に向けた検討経費を計上した。

5. 河川及び管理用通路の適正な管理について

質問 健軍川や藻器堀川をはじめ、流域に住宅街を抱え、除草作業を含む河川管理が必要な流域においては、地域の方々のご意見やご要望を踏まえ、河川管理の改善に努めてもらいたい。

答弁 除草等の河川管理については、自治会など地域の方々のご意見やご要望を踏まえ、除草頻度等を含め、適切な河川の管理に努めてまいる。

熊本市議会議員 斉藤ひろし事務所

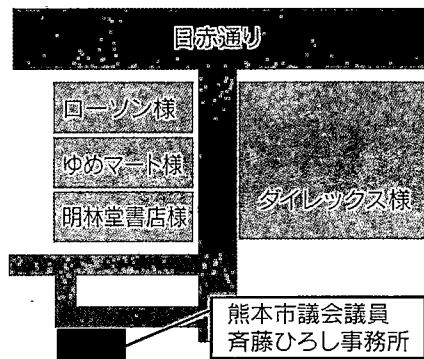
〒862-0920

熊本市東区月出 8-3-11

TEL.096-283-0762

FAX.096-284-1028

Mail:higo3110@gmail.com



斉藤ひろし事務所



斉藤ひろし経歴

昭和45年4月15日生まれ 51歳
昭和61年 九州学院中学校卒業
平成元年 熊本県立済々黌高等学校卒業
平成7年 明治大学農学部卒業
平成7年 株式会社肥後銀行入行
東支店、来民支店、
渡鹿支店、本部部署
平成28年 健軍支店副支店長
平成29年 熊本駅前支店支店長
平成31年 熊本市議会議員 初当選



検索

熊本市議会
インターネット
議会中継はこちら



支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑨事務所費		
支払年月日	2022年3月29日		
金額(円)	9,900		
支払先	ハイフラット		
内容	封筒(角2) 500枚		
支払番号	67		
	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		

カードご利用明細 肥後銀行

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記のとおりでございます。
どうぞご確認ください。

お取引内容	お取引日	お取引番号
支払	040329	14931197
銀行番号	店番号	口座番号等
	お取引金額	
	¥9,900	
	お振込手数料 (含む消費税等)	¥55
	おつり	¥0
お取引時刻	お取引後の残高(元金種商)	
11:54	*****	
ATMS=504386		
<お受取人>		
肥後銀行		
長瀬支店		
普通		
カ)ハイフラット		
128579 様		
<ご依頼人>		
サイトウ ヒロシ		
電話番号		
様		
HigoBank		

請 求 書

令和4年3月28日

齊藤ひろし事務所 様

毎度有難うございます。下記の通り、ご請求申し上げます。

《振込先》株式会社ハイフラット
小山 高平(コヤマ コウヘイ)
肥後銀行 長嶺支店 (普)128579

株式会社ハイフラット

〒861-8039

熊本県熊本市東区長嶺南4丁目9番88
TEL.096-213-6110 FAX.096-213-6130

※振込手数料は、お客様のご負担となります。ご了承下さい。

税込合計金額	¥9,900	税率	10%	消費税額	¥900
--------	--------	----	-----	------	------

No.	品名・内容・仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	封筒印刷(角2)	500	枚	18	9,000	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合 計					¥9,000	

備考

● ●
● ●

熊本市議会議員

斉藤 ひろし 事務所

〒862-0920 熊本市東区月出8-3-11

TEL 096-283-0762 FAX 096-284-1028

✉ higo3110@gmail.com

斉藤ひろし事務所

検索



働きます！
熊本のために！！

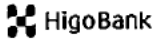
斉藤 ひろし

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	③資料作成費		
支払年月日	2022年3月29日		
金額(円)	19,305		
支払先	ハイフラット		
内容	第8回時短要請協力金申請書類135部		
支払番号	68		
	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		

カードご利用明細 肥後銀行

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記のとおりでございます。
どうぞご確認ください。

お取引内容	お取引日	お取引番号
支払	040329	14931196
銀行番号	店番号	口座番号等
お取引金額		¥19,305
お振込手数料 (含む消費税等) おつり		¥55 ¥0
お取引時刻	お取引後の残高(元帳残高)	
11:53	*****	
ATMS-504366		
<お受取人>		
肥後銀行		
長瀬支店		
普通		
カ)ハイフラット		
		128579 様
<ご依頼人>		
サイトウ ヒロシ 様		
電話番号		
 HigoBank		*****

請 求 書

令和4年3月22日

齊藤ひろし事務所 様

毎度有難うございます。下記の通り、ご請求申し上げます。

《振込先》株式会社ハイフラット
小山 高平(コヤマ コウヘイ)
肥後銀行 長嶺支店 (普)128579

株式会社ハイフラット

〒861-8039

熊本県熊本市東区长嶺南4丁目9-88
TEL.096-213-6110 FAX.096-213-6130

※振込手数料は、お客様のご負担となります。ご了承下さい。

税込合計金額	¥19,305	税 率	10%	消費税額	¥1,755
--------	---------	-----	-----	------	--------

No.	品名・内容・仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	A4コピー(カラー・26ページ)	135	部	130	17,550	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合 計					¥17,550	

備考

令和4年3月22日

飲食店オーナー様

第8回熊本県時短要請等協力金の申請について（ご案内）

「まん延防止等重点措置」もようやく解除となり、飲食店の皆様には約2ヶ月間という長きにわたりご協力を頂き誠にありがとうございました。

さてこの度、延長分2月14日(月)～3月21日(月)の第8回時短要請等協力金申請受付が、3月22日(月)より開始されましたのでご案内いたします。

【締め切り：令和4年4月22日(金) ※当日消印有効】

申請対象期間

①令和4年2月14日(月)～令和4年3月6日(日)

②令和4年3月7日(月)～令和4年3月21日(月・祝)

※協力内容の変更の有無によって、使用する計算書や提出する枚数が異なりますのでご注意ください。

※ 前回ご案内しました、1月21日～2月13日分の申請期限については、4月1日(金)まで延長となっておりますので、まだ申請がお済みでない方は期限までにご提出ください。

尚、ご不明な点がございましたら、「熊本県時短要請等協力金相談窓口（096-333-2828）」にお問い合わせください。

「熊本市議会議員 斉藤ひろし事務所」でも、申請書類提出等に関するお手伝いを実施いたします。お気軽にお問合せください。

【追記】

電子申請での手続きも可能です。是非ご利用ください。



熊本県 電子申請 検索

熊本市東区月出8-3-11
096-283-0762
熊本市議会議員 斉藤ひろし事務所

2月14日時点までに認証店になられた方へ

令和4年3月4日（金）修正版

飲食店等に対し 営業時間の短縮を要請します

要 請 内 容

以下の区域内で①午後9時を超えて営業している飲食店等※に対し、営業時間を午後9時まで（酒類提供可）に短縮、②午後8時を超えて営業している飲食店等※に対し、営業時間を午後8時まで（終日の酒類提供停止）に短縮するよう要請を行います。

なお、今回は店舗におけるカラオケ設備の利用自粛要請は行っておりません。

また、午後9時を超えて営業している飲食店等※においては、①、②いずれかを選択できます。この選択については、すべての要請期間内で統一してください。

※熊本県感染防止対策認証店に限る

対象区域

熊本県内全域

要請期間

令和4年2月14日（月）～令和4年3月21日（月・祝）

対象施設

認証店① 午後9時を超えて営業している飲食店等

認証店② 午後8時を超えて営業している飲食店等

交付額等

※1店舗、1日当たりの支給額となります。

<中小企業等（売上高方式）>

認証店は次の①、②のいずれかを選択できます。

※1月21日から2月13日、2月14日から3月6日までの要請において既に選択された内容を3月7日時点で変更できます。ただし、要請期間内（2月14日～3月6日、3月7日～3月21日）で統一してください。

※通常営業が午後9時までの場合は、②のほか通常営業を継続することも可能。（ただし、協力金支給対象外）

①午後9時までの時短（酒類提供可）

②午後8時までの時短（終日の酒類提供停止）

※売上高減少方式の算定方法を選択することも可能です。

※要請内容に応じて給付額が異なりますのでご注意ください。

2019年、2020年又は2021年の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額	2019年、2020年又は2021年の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円	7万5,000円以下 (年間：～約3,000万円)	3万円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	2019年、2020年又は2021年の 1日あたりの売上高の3割	7万5,001円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	2019年、2020年又は2021年の 1日あたりの売上高の4割
25万円超 (年間：約1億円～)	7万5,000円	25万円超 (年間：約1億円～)	10万円

※1日あたりの売上高の計算方法

2019年、2020年又は2021年の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数

※中小企業とは

飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

<大企業（売上高減少方式）>

[1日あたりの給付額]

2019年、2020年又は2021年からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額 認証店①の場合：20万円又は2019年、2020年もしくは2021年の1日あたり売上高×3割のいずれか低い額
認証店②の場合：20万円

※1日あたりの売上高減少額の計算方法

(2019年、2020年又は2021年の時短要請期間と同じ期間の飲食部門の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 当該期間の日数

留意事項

- ・ 交付の対象となるのは、**営業時間の短縮に全面的に協力いただいた方**です。
- ・ 通常の営業時間が午後8時までの方、既に廃業、休業（時短要請に基づくものを除く。）又は倒産している方、対象区域外で営業している方などは協力金の交付対象外です。

相談窓口

熊本県 時短要請協力金 相談窓口

096-333-2828 受付時間 午前9時～午後5時（平日のみ）

申請方法

受付期間（予定）：令和4年3月22日（火）以降

※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する場合があります。

申請方法：①電子申請

受付開始に合わせて県ホームページ等でお知らせします。

②郵送による申請

申請書類を次の宛先に郵送してください。

〒862-8570 熊本県商工政策課 時短要請協力金係（※住所記載不要）

スムーズな協力金の支払いのため、できる限り①により電子申請をお願いします。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、持参による受付は行いません。

協力金の不正受給は犯罪です！

本協力金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、申請者に対し交付済の協力金の全額返還を求めます。**あわせて、交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求する場合があります。**

県では、県民からの通報等を受け、実際に街の見回りをしています。**交付要件を満たさない事実が発覚した場合は、申請者の申請を受け付けません。**また、以下のような虚偽申請は絶対に行わないようご注意ください。

- ・ 営業時間の短縮を告知しているポスターを店頭に掲載しながら、実際には午後9時（認証店①の場合）・午後8時（認証店②の場合）を超えて客を滞在させて営業を行っている。
- ・ 以前から廃業・休業しているにもかかわらず、営業実態があるように見せかける。
- ・ 対象となる飲食店等を運営する事業者（事業主）でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する 等

また、熊本県時短等要請協力金は課税対象となります。その他の収入と合わせて申告が必要です。詳細については、管轄の税務署までお問い合わせください。

時短要請に伴う協力金の申請を予定されている方は、店頭「時間短縮営業等のお知らせ（様式3-1）」又は「休業のお知らせ（様式3-2）」を店頭に掲示し、営業時間の短縮が確認できるよう、『写真での保存』をお願いいたします。

（様式3-1、3-2は県ホームページに掲載されています。）

また、営業許可証の許可期限が切れていないか、今一度ご確認ください。

時短要請等協力金の支給対象について（2月14日開始 時短要請）

1 認証店の方へ（2/14時点で認証を受けている方）

次の①②いずれかを選択可能です。

①午後9時までの営業時間短縮要請にご協力ください。（酒類の提供可）

②午後8時までの営業時間短縮要請にご協力ください。（酒類の提供不可）

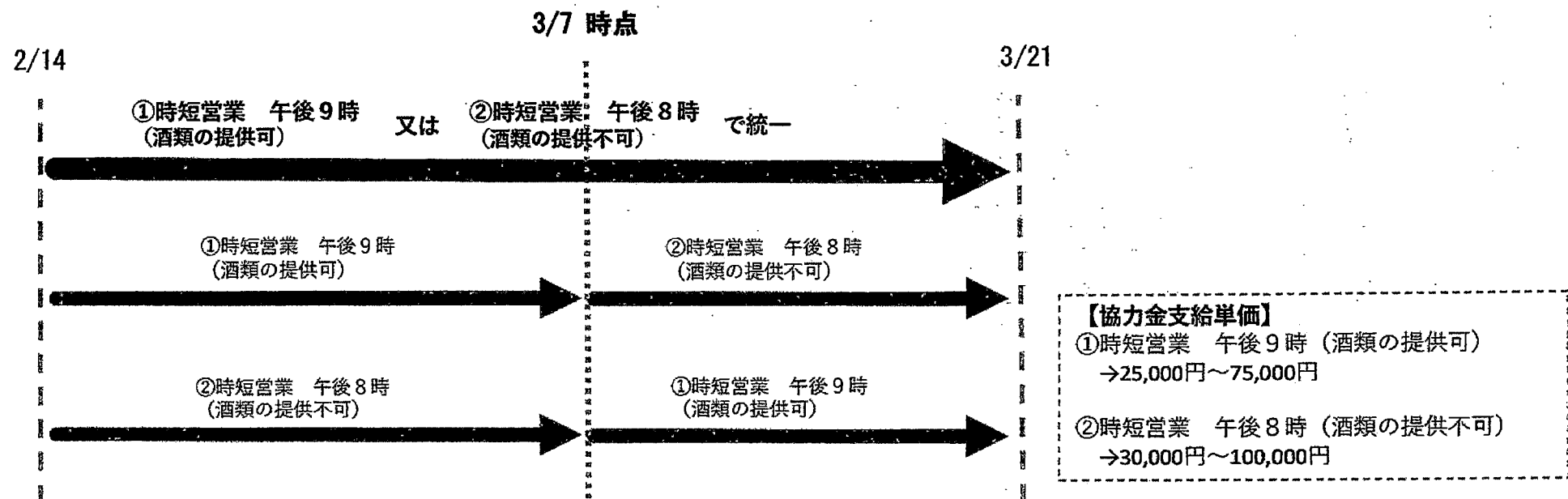
※通常営業時間が午後8時を超え、午後9時以内の方は、すべての要請期間において、営業時間を午後8時までに短縮する必要があります。

◆ 要請に全面的に協力された場合、協力金を支給します。

⇒すべての要請期間(2/14～3/6 及び 3/7～3/21)において、営業時間を短縮する必要があります。

◆ 2/14～3/6の要請期間中において既に選択された内容を、3月7日（月）時点で変更することも可能です。

◆ なお、上記①又は②の選択は、3月7日（月）から3月21日（月・祝）までの期間中で統一してください。



1-2 新たに認証店となった方へ (2/15~3/7の期間中)

3月7日(月) から3月21日(月・祝) までの期間については、次の①②いずれかを選択可能です。

①午後9時までの営業時間短縮要請にご協力ください。(酒類の提供可)

②午後8時までの営業時間短縮要請にご協力ください。(酒類の提供不可)

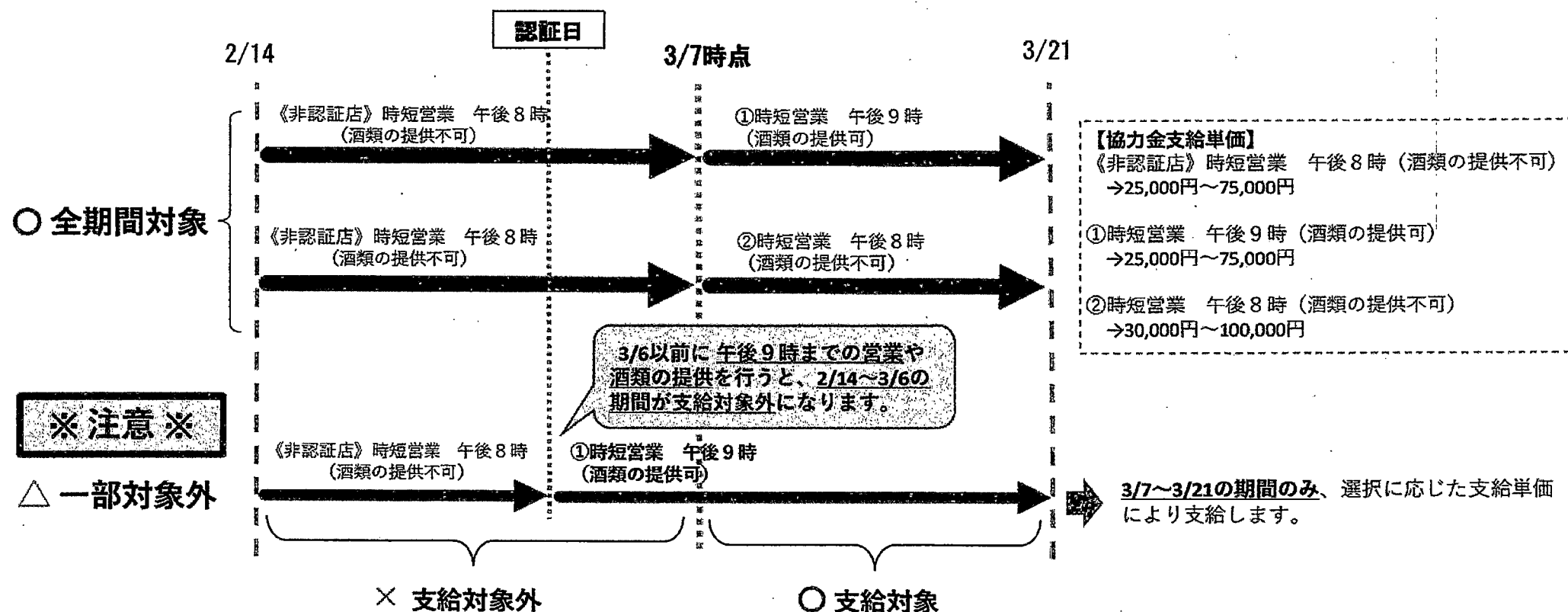
※通常営業時間が午後8時を超え、午後9時以内の方は、すべての要請期間において、営業時間を午後8時まで短縮する必要があります。

◆ 要請に**全面的に**協力された場合、協力金を支給します。

⇒すべての要請期間(2/14~3/6 及び 3/7~3/21)において、営業時間を短縮する必要があります。

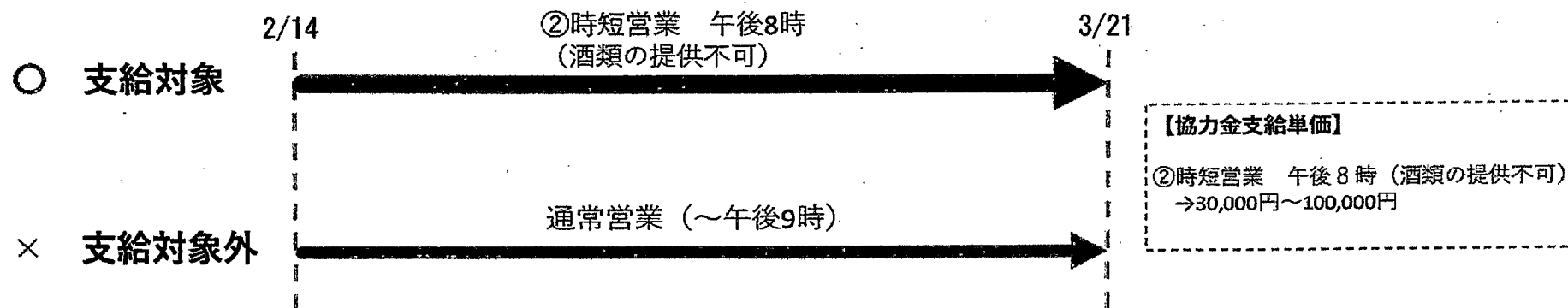
◆ **上記①又は②の選択は、3月7日(月) から3月21日(月・祝) までの期間中で統一してください。**

◆ なお、**3月6日(日) までの期間については、非認証店としての時短営業にご協力ください。**



1-3 通常営業時間が午後8時を超え、午後9時以内の認証店の方へ

- ◆ 通常営業時間が午後8時を超え、午後9時以内の方は、②午後8時までの営業時間短縮（酒類提供不可）を選択された場合のみ、協力金が支給されます。
- ◆ なお、通常営業することも可能ですが、この場合は協力金の支給対象外となります。



令和4年2月14日から令和4年3月21日の期間中に時短等要請にご協力いただいた方を対象に申請受付を行います。

申請書作成上の留意点

熊本県時短等要請協力金の申請書作成にあたって、電子申請を行う場合も含めて作成前に必ず本書をお読みください。

1 申請対象期間と申請受付対象者

(1) 申請対象期間

対象期間Ⅰ 令和4年2月14日（月）～令和4年3月6日（日）

対象期間Ⅱ 令和4年3月7日（月）～令和4年3月21日（月・祝）

の期間における協力金の申請受付を行います。

(2) 対象区域 熊本県内全域

(3) 申請受付対象者

各対象期間以前から対象施設の営業を行っており、各対象期間において協力要請（第8回）に全面的に応じた者で、かつ申請日においても、倒産、廃業又は休業（時短等要請に基づくものを除く）をしていない者。

※「対象施設」とは

各対象期間より前から、飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っている施設。

2 協力金の額について

以下の「1日あたりの給付額」に基づいて、売上高又は売上高の減少額に応じて算出してください。

（1日1店舗あたりの額となります）

具体的な計算については、店舗ごとの協力金支給申請額計算書（様式2）により算出いただきます。

(1) 中小企業・個人等（売上高方式）

- ① ・通常の営業時間が午後9時を超え、営業時間を午後9時までに短縮する認証店
・非認証店

前年度、前々年度又は前々々年度の 1日当たりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,334円～25万円	前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高の3割
25万円超	7.5万円

② 通常の営業時間が午後8時を超え、終日、酒類の提供及び持ち込みを行わず営業時間を午後8時まで短縮する認証店

前年度、前々年度又は前々々年度の 1日当たりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下	3万円
7万5,001円～25万円	前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高の4割
25万円超	10万円

(2) 大企業（売上高減少方式） ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度、前々年度又は前々々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割

<上限額>

○通常の営業時間が午後8時を超え、酒類の提供及び持ち込みを行わず営業時間を午後8時まで短縮する認証店

➤20万円

○・通常の営業時間が午後9時を超え、営業時間を午後9時まで短縮する認証店

・非認証店

➤20万円又は前年度、前々年度もしくは前々々年度の1日あたり売上高の3割の低い方

※「認証店」とは

対象期間Ⅰ 令和4年（2022年）2月14日時点で熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店を指す。

対象期間Ⅱ 令和4年（2022年）3月7日時点で熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店を指す。

※「中小企業」とは

飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人を指す。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人を指す。（個人事業主も含む）

※「大企業」とは

中小企業以外の事業者を指す。

3 必要書類

以下に掲げる申請書類を全て提出してください。

ただし、2（1）の下限値（2万5千円又は3万円／店舗・日）で申請する事業者については、売上高の確認に係る提出書類（④、⑤）を省略することが可能です。

※その他、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがありますのでご了承ください。

- ① 申請書（様式1）（別紙「誓約書」「対象施設情報」を含む）
- ② 店舗ごとの協力金支給申請額計算書（様式2）

※使用する計算書については、次項「4 時短等要請協力金の計算にあたって」をご確認ください。

- ③ 食品衛生法の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し（許可証の有効期間は時短等要請期間（2/14～3/21）及び協力金申請時において有効なもの）

※営業所所在地及び有効期間が目視確認できるように印刷してください。

- ④ 確定申告書（原則として税務署の受付印又は電子申請の受信通知のあるもの。法人事業概況説明書（月別売上高、兼業割合）、青色申告決算書（月別売上高）等の写しを含む。ただし、令和3年以降に開業し確定申告を行っていない場合は売上台帳等の写し。）

- ⑤ 店舗もしくは事業部門ごとの月別売上が確認できる書類等の写し（売上台帳等の写しを含む）

※売上高減少方式で申請する場合は、日別売上が確認できる書類等の写し（売上台帳等の写しを含む）が必要となります。

※提出いただく売上台帳等は、店内飲食のみを対象とし、税抜き及び1円単位としてください。特に結婚式場、カラオケ店等は注意してください。

※宿泊施設における売上台帳は、宿泊客以外の方への飲食を対象とし、税抜きとしてください。

- ⑥ 全面的に協力要請（第8回）に応じたことが確認できる書類（時間短縮営業のお知らせ（様式3-1）又は休業のお知らせ（様式3-2）を店頭に掲示している写真）

※3月7日（月）から要請への協力内容を変更された方は、変更前（対象期間Ⅰ）の対応状況が分かる写真と、変更後（対象期間Ⅱ）の対応状況が分かる写真をそれぞれ提出してください。

- ⑦ 店舗の内観・外観が確認できる写真

※店舗の内観については、お店で行っている感染防止対策がわかる写真をご提出ください。

- ⑧ 振込先口座の通帳表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し（申請者名義）

- ⑨ 交付取扱要項 第4条（1）②に規定する罹災特例を活用する場合は、罹災証明書等の写し

- ⑩ （任意）その他知事が必要と認める書類

4 時短等要請協力金の計算にあたって

時短等要請協力金は、売上高や売上高の減少に応じて支給する制度となっています。

そのため、協力金申請額の算出にあたっては、当てはまる店舗ごとの協力金支給申請額計算書（様式2）をご使用いただき、それに基づいて申請いただくことになります。以下の表を参照して、必要な店舗ごとの協力金支給申請額計算書をご確認いただき、申請額を算出してください。

- ・認証店と非認証店のどちらであるか、認証店の場合は2（1）に示す①と②どちらの協力内容を選択したか、によって使用する計算書が異なります。
- ・また、今回は、対象期間Ⅰと対象期間Ⅱでそれぞれ協力内容の選択を変更できます。協力内容の変更の有無によって、使用する計算書や提出枚数が異なります。

- ・すべての期間（2/14～3/21）で協力内容を統一した方 ⇒ 下記（１）をご参照ください。
- ・3月7日（月）時点で協力内容を変更した方 ⇒ 5, 6 ページ（２）をご参照ください。

（注）店舗ごとの協力金支給申請額計算書に記入いただく売上高については、必ず消費税及び地方消費税を除いた金額としていただきますようお願いいたします。

（１） すべての期間（2/14～3/21）で協力内容を統一した方

ダウンロード用URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/125606.html>

＜中小企業又は個人の場合＞

計算方式	非認証店	認証店	
	・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない	① ・営業時間を午後9時までに短縮 （酒類の提供可）	② ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高方式	A	A	E
売上高減少方式 ※選択される場合	B	B	F
新規開店の 場合のみ	売上高方式 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	C	G
	売上高減少方式 ※選択される場合 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	D	H

＜大企業の場合＞

計算方式	非認証店	認証店	
	・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない	① ・営業時間を午後9時までに短縮 （酒類の提供可）	② ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高減少方式	B	B	F
新規開店の 場合のみ	売上高減少方式 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	D	H

(2) 3月7日(月)時点で協力内容を変更した方

対象期間Ⅰと対象期間Ⅱでそれぞれ使用する計算書が異なります。対象期間ごとに、それぞれ1枚ずつ計算書を作成してください。

ダウンロード用URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/128995.html>

① 対象期間Ⅰ (2/14～3/6) 分

<中小企業又は個人の場合>

計算方式		非認証店	認証店	
		・営業時間を午後8時までに短縮 かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない	① ・営業時間を午後9時までに短縮 (酒類の提供可)	② ・営業時間を午後8時までに短縮 かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高方式		I	I	M
売上高減少方式 ※選択される場合		J	J	N
新規開店の 場合のみ	売上高方式 ※時短要請開始日以前1年以内 に営業を開始した店舗の場合	K	K	O
	売上高減少方式 ※選択される場合 ※時短要請開始日以前1年以内 に営業を開始した店舗の場合	L	L	P

<大企業の場合>

計算方式		非認証店	認証店	
		・営業時間を午後8時までに短縮 かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない	① ・営業時間を午後9時までに短縮 (酒類の提供可)	② ・営業時間を午後8時までに短縮 かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高減少方式		J	J	N
新規開店の 場合のみ	売上高減少方式 ※時短要請開始日以前1年以内 に営業を開始した店舗の場合	L	L	P

② 対象期間Ⅱ (3/7~3/21) 分

＜中小企業又は個人の場合＞

計算方式		非認証店	認証店	
		・営業時間を午後8時までに短縮 かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない	① ・営業時間を午後9時までに短縮 (酒類の提供可)	② ・営業時間を午後8時までに短縮 かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高方式		Q	Q	U
売上高減少方式 ※選択される場合		R	R	V
新規開店の 場合のみ	売上高方式 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	S	S	W
	売上高減少方式 ※選択される場合 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	T	T	X

＜大企業の場合＞

計算方式		非認証店	認証店	
		・営業時間を午後8時までに短縮 かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない	① ・営業時間を午後9時までに短縮 (酒類の提供可)	② ・営業時間を午後8時までに短縮 かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高減少方式		R	R	V
新規開店の 場合のみ	売上高減少方式 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	T	T	X

5 その他

申請書（様式1）は、別途記入例を作成しておりますので、参考にして作成してください。

また、時短要請開始日以前1年以内に営業を開始した新規開店店舗については、売上高の算定に関し、開業日から時短開始前日までの売上高の日割計算を行うこととなりますので、店舗ごとの協力金支給申請額計算書（様式2）のうち新規特例用の様式の使用をお願いします。

6 受付期間と受付方法

受付期間：令和4年3月22日（火）～令和4年4月22日（金）※郵送の場合、当日消印有効

申請方法：以下の（1）か（2）のどちらかの方法により申請を受け付けています。

スムーズな協力金支払いのため、できる限り（1）電子申請をご利用ください。

（1）電子申請

熊本県ホームページから申請をお願いします。

（「熊本県時短等要請協力金」で検索してください。）

（2）郵送による申請

申請書類を以下の宛先に郵送してください。（できるだけレターパックや簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。）

〒862-8570

熊本県商工政策課 時短要請協力金係（※住所記載不要）

7 問い合わせ先

時短要請協力金相談窓口：096-333-2828（平日：9時～17時）

※3月19日（土）、3月20日（日）は、窓口を開設します。

「時短営業」と「休業」を相互に実施された場合の協力金の支給について

1 認証店の方へ

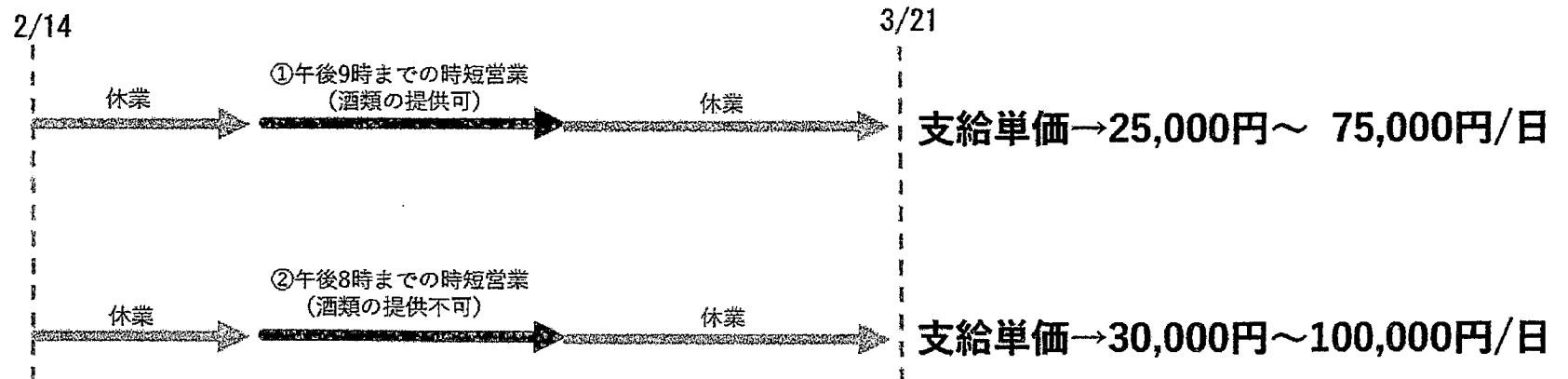
○要請期間中（2/14～3/21）に、「時短営業」と「休業」を相互に実施された場合、
選択された次の①、②の要請内容ごとに、協力金の1日あたりの支給単価が統一されます。

①午後9時までの営業時間短縮要請にご協力ください。（酒類の提供可）

②午後8時までの営業時間短縮要請にご協力ください。（酒類の提供不可）

※通常営業時間が午後8時を超え、午後9時以内の方は、②午後8時までの営業時間短縮（酒類提供不可）を選択された場合のみ、協力金が支給されます。

例)



記入例

様式1<熊本県内全域>

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

令和4年3月××日

コメントの追加 [01]: 申請日を記載してください。

法人記入欄	法人所在地	〒 000-0000 〇〇市〇〇〇・・・			
	(フリガナ) 法人名	カブシキガイシャ マルマル 株式会社 〇〇			
	(フリガナ) 代表者名	ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ クマモト タロウ 代表取締役社長 熊本 太郎			
	(大企業の場合記入)	資本金	70,000,000 円	常時使用する 従業員の数	200 人

コメントの追加 [03]: 「カイシャ」又は「ガイシャ」の誤りが多いので、ご確認のうえ、適切に記載してください。

コメントの追加 [04]: 法人格は略さずに記載してください。

コメントの追加 [02]: 法人の方が申請される場合は、こちらを入力してください。

コメントの追加 [05]: 法人の場合、職名も忘れず記載してください。

コメントの追加 [06]: 大企業の場合は、こちらも記載してください。

個人事業主記入欄	自宅住所	〒 000-0000 〇〇市〇〇町・・・			
	(フリガナ) 申請者氏名	クマモト タロウ 熊本 太郎			

コメントの追加 [07]: 個人事業主の方が申請される場合は、こちらを入力してください。

コメントの追加 [08]: 屋号名は記載せず、氏名のみを記入してください。

熊本県時短等要請協力金（第8回）交付申請書（3/22 受付開始分）

熊本県からの時短等要請に対し、誓約書（別紙1）のとおり全面的に協力するため、関係書類を添えて、熊本県時短等要請協力金の支給を申請します。

※事務局記載欄

今回交付決定額 〇〇〇,〇〇〇 円

コメントの追加 [09]: この箇所は金額を記載しないでください。（審査後、事務局で記載します。）

3/22 受付開始分

※別紙2の「今回申請額」を転記、又は、複数施設について申請を行う場合は、合計額を記載してください。

今回申請額 施設 No.(1)～No.()の計

1,005,000 円

コメントの追加 [010]: 対象店舗が複数ある場合、別紙2で店舗ごとに番号を記載していただきます。その番号をこちらに記載してください。
例：申請店舗が3つある場合：No.1～No.3コメントの追加 [011]: 申請する協力金の金額（「別紙2」の「今回申請額」に記載した額）を転記してください。
対象店舗が複数ある場合は、それらの合計額（「別紙2」の「今回申請額」の合計額）を記載してください。

コメントの追加 [012]: 7桁に満たない口座番号である際は、先頭部分に「0」を追加し、全部で7桁になるよう記載してください。

例：「50000」である場合は、「0050000」と記載

コメントの追加 [013]: 通帳に記載のあるカナ文字のみ記載してください。

振込先	〇〇	銀行・金庫・ 組合・農協	〇〇	本店・支店・ 出張所・本所・ 支所	金融 機関 コード	0	0	0	0	支店 コード	0	0	0
	預金種類	普通 当座 貯蓄											
	口座番号 (右詰めで記載)	0	0	5	0	0	0	0					
連絡先	口座名義 (カナ)	※通帳に記載のあるカナ文字のみ記載。全角スペースや小文字・大文字にご注意ください。 クマモト タロウ											
	氏 名	熊本 次郎											
	電話番号	※日中連絡が取れる番号を記載 (固定) 096-000-0000 (携帯) 090-000-0000											

コメントの追加 [014]: 午前9時～午後5時まで連絡が取れる番号を記載してください。書類の不備その他に係る問い合わせをさせていただく場合があり、ご連絡がつかないと支給が遅れる可能性があります。

誓 約 書

私は、熊本県時短等要請協力金(第8回)(以下、「協力金」という。)の交付を申請するに当たり、下記のとおり誓約します。

記

- ① 熊本県の要請内容を遵守し、申請要件を満たしています。
- ② 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。また、必要な許可等を有していない場合は、協力金の申請対象外となることに同意します。
- ③ 営業実態の確認対象月である、令和3年12月において、熊本県の時短要請時間以降に営業した日が1日以上存在しています。
- ④ 熊本県から追加書類提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑤ 後日、熊本県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑥ 協力金の交付後、交付要件に該当しない事実や申請書類等に不正等が発覚した場合、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払うことに同意します。
- ⑦ 申請内容に不正が発覚するなど、知事が必要と認めた場合、事業者名、対象施設などの情報を公表することに同意します。
- ⑧ 申請書類に記載された情報について、国及び地方公共団体から依頼があった場合及び本県の他の業務で利用する必要が生じた場合、提供することに同意します。
- ⑨ 申請事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、熊本県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が、申請事業所の経営に参画していません。

以上

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

申請者氏名 (法人の場合は法人名)	株式会社 ○○
代表者氏名 (法人の場合のみ記入)	代表取締役社長 熊本 太郎

※様式1の記載と統一してください。

コメントの追加 [015]: 法人: 法人格は略さず記載してください。
個人: 氏名を記載してください。
※様式1の記載と統一してください。

コメントの追加 [016]: 様式1の記載と統一してください。

対象施設情報

別紙2

施設(店舗)名	居酒屋 ○○ (No. 1)	
所在地	○○市○○町・・・	
熊本県感染防止対策に係る 認証状況	☒ 2/14 時点で認証店である	認証 No. 0000
	☐ 2/15～3/7 の間に認証店となった	認証 No.
	☐ 非認証店 ※令和4年3月8日時点で認証を受けていない場合は、こちらに ☒ を入れてください。	
通常営業時間	※令和3年12月の営業実態を記載してください。 17時00分 から 24時00分 まで	
時短要請期間 中の協力状況	【I】 協力内容の状況 ☐ 2/14～3/21 の間、時短協力の内容を変更していない。 → 【II】 の1箇所 に記載 ☒ 3/7 時点で時短協力の内容を変更した。 → 【II】 の2箇所 に2/14～3/6 と3/7～3/21 の状況を分けて記載 ※上記以外の期間の切り分けは認められません。	
	【II】 協力内容の記載 ☒ 認証店①: 営業時間を午後9時までに短縮(酒類の提供可) 要請協力期間 3月 7日から 3月21日まで (15日間) 営業終了時間 まで 上記期間中、 日間は休業 (←該当がある場合のみ記載)	
	☒ 認証店②: 営業時間を午後8時までに短縮(酒類の提供及び持ち込み不可) 要請協力期間 2月14日から 3月 6日まで (21日間) 営業終了時間 午後8時 まで 上記期間中、 10日間は休業 (←該当がある場合のみ記載)	
	☐ 非認証店: 営業時間を午後8時までに短縮(酒類の提供及び持ち込み不可) 要請協力期間 月 日から 月 日まで (日間) 営業終了時間 まで 上記期間中、 日間は休業 (←該当がある場合のみ記載)	
	3/22 受付開始分 今回申請額 店舗ごとの協力金支給申請額計算書の④または⑤から転記 → 1,005,000 円 ※【I】において、3/7 時点で時短協力の内容を変更した方は2枚の計算書(様式2)の合計を記入	

コメントの追加 [017]: 営業許可証の表記と一致させてください。

コメントの追加 [018]: 申請する店舗が1つであれば「No.1」と記載してください。複数の店舗分を申請する場合は別紙2を申請店舗数の分使用し、それぞれ「No.2」「No.3」…と番号を記入してください。

コメントの追加 [019]: 当てはまる選択肢にチェックマークを付けてください。3月7日までに認証店となっている方は、該当する欄に「認証 No.」の記入をお願いします。

コメントの追加 [020]: 必ず令和3年12月の営業時間を記載してください。

コメントの追加 [021]: 当てはまる選択肢にチェックマークを付けてください。

コメントの追加 [022]: 当てはまる選択肢にチェックマークを付けてください。2月14日～3月21日の要請期間中に、
・協力内容を変更していない場合は1か所
・3月7日時点で変更した場合は2か所
それぞれ記入してください。

※本館では、認証店①(8時まで酒提供なし)→認証店②(9時まで酒提供あり)へ変更した場合の記載例を例示しています。

コメントの追加 [023]: 要請に協力した期間及び日数を記載してください。以下のいずれかが入ります。
【協力内容を変更していない場合】
・2月14日から3月21日(36日間)
【協力内容を変更した場合】
・2月14日から3月 6日(21日間)
・3月 7日から3月21日(15日間)

コメントの追加 [024]: 期間中、時短営業ではなく休業した日がある場合は、その日数を記載してください。※要請に順じての休業のほか、通常の定休日も含めた日数で構いません。

コメントの追加 [025]: 算定シート(様式2)で計算した協力金の金額を転記してください。※対象店舗が複数ある場合は、合計額ではなく本シートに記載している対象店舗1店舗分の金額を記載してください。

添付書類 ※以下の書類はすべて必須です。添付もれがないか、確認のうえ、☒を入れてください。
※売上高に応じた算定の下限值(2万5千円又は3万円/店舗/日)で申請する事業者については、「※」の書類を省略することが可能です。

- ☐ 誓約書(別紙1)
- ☐ 対象施設情報(別紙2)
- ☐ 店舗ごとの協力金支給申請額計算書(様式2)
- ☐ 食品衛生法の飲食店営業許可証(又は喫茶店営業許可)の写し
※ 許可証の有効期間は時短等要請期間(2/14～3/21)及び協力金申請時において有効なもの。
- * ☐ 確定申告書(算定に使用した売上高の対象月を含む年度のもの)
- * ☐ 店舗もしくは事業部門ごとの、算定に使用した売上高が確認できる書類等の写し
- ☐ 営業時間の短縮が確認できる書類(店頭「時間短縮営業等のお知らせ」、又は「休業のお知らせ」(様式3-1又は3-2)を掲示している写真)
- ☐ 店舗の内観・外観が確認できる写真
- ☐ 通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し(申請者名義)
- ☐ 罹災特例を活用する場合は、罹災証明書等の写し
- ☐ (任意) その他知事が必要と認める書類

2/14～3/21 (36日間)

A：認証店①(午後9時までの営業時間短縮・酒類の提供可)
非認証店

様式2

(第8回対象区域(県内全域))

本様式は店舗ごとに作成をお願いします。

対象施設名

(No.)

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認ください。

なお、売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

[売上高方式]

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ

R2年2月、3月の売上高の合計が499万9,980円、又はH31年2月、3月もしくはR3年2月、3月の売上高の合計が491万6,647円(1日当たり8万3,333円)を超えますか？

はい

いいえ又は不明

売上高減少方式のシートを御利用ください

※売上高減少額が著しい事業者の場合は、売上高減少方式を選択することもできます。

支給額は1日当たり2万5,000円です。
以下を記入して支給額を確定してください。

※3 時短開始日

③ 当該店舗の支給額

25,000円 × ○ 36日間(2/14～) = 円

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。※1

※1 売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

※2 ①でR2年の売上高を選択される場合は60日、H31年又はR3年の売上高を選択される場合は59日を選択してください。

※3 時短協力日数を選択してください。

H31年、R2年又はR3年の2月、3月の売上高計 ※1 ○ 60日 H31年、R2年又はR3年の2月、3月の1日当たりの売上単価(千円未満切上)
① 円 ÷ ○ 59日 ※2 = ② 円

② 円 × 0.3 = (千円未満切上) 円 → ③ 円
(下限2万5,000円・最大7万5,000円)

H31年、R2年又はR3年の2月、3月の1日当たり支給単価 ※3 時短開始日 ⑤ 当該店舗の支給額
③ 円 × ○ 36日間(2/14～) = ④ 円

2/14～3/21 (36日間)

E: 認証店②(午後8時までの営業時間短縮・酒類の提供不可)

様式2

(第8回対象区域(県内全域))

本様式は店舗ごとに作成をお願いします。

対象施設名

(No.)

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認ください。

なお、売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

〔売上高方式〕

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ

R2年2月、3月の売上高の合計が450万円、又はH31年2月、3月もしくはR3年2月、3月の売上高の合計が442万5,000円(1日当たり7万5,000円)を超えますか？

はい

いいえ又は不明

売上高減少方式のシートを御利用ください

※売上高減少額が著しい事業者の場合は、売上高減少方式を選択することもできます。

支給額は1日当たり3万円です。
以下を記入して支給額を確定してください。

※3 時短開始日
30,000円 × ○ 36日間(2/14～) = ④ 当該店舗の支給額 円

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。 ※1

※1 売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

※2 ①でR2年の売上高を選択される場合は60日、H31年又はR3年の売上高を選択される場合は59日を選択してください。

※3 時短協力日数を選択してください。

H31年、R2年又はR3年の2月、3月の売上高計 ※1 ○ 60日
① 円 ÷ ○ 59日 ※2 = ② H31年、R2年又はR3年の2月、3月の1日当たりの売上単価(円未満切上) 円

② 円 × 0.4 = (千円未満切上) 円
③ H31年、R2年又はR3年の2月、3月の1日当たり支給単価(千円未満切上) 円
[下限3万円、最大10万円]

H31年、R2年又はR3年の2月、3月の1日当たり支給単価
③ 円 × ※3 時短開始日
○ 36日間(2/14～) = ④ 当該店舗の支給額 円

2/14～3/6 (21日間)

1: 認証店①(午後9時までの営業時間短縮・酒類の提供可)
非認証店

様式2

(第8回対象区域(県内全域))

本様式は店舗ごとに作成をお願いします。

対象施設名

(No.)

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認ください。

なお、売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

売上高方式

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ

R2年2月、3月の売上高の合計が499万9,980円、又はH31年2月、3月もしくはR3年2月、3月の売上高の合計が491万6,647円(1日当たり8万3,333円)を超えますか？

はい

いいえ又は不明

売上高減少方式のシートを御利用ください

※売上高減少額が著しい事業者の場合は、売上高減少方式を選択することもできます。

支給額は1日当たり2万5,000円です。
以下を記入して支給額を確定してください。

※3 時短開始日

25,000円 × ○ 21日間(2/14～) =

① 当該店舗の支給額

円

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。 ※1

※1 売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

※2 ①でR2年の売上高を選択される場合は60日、H31年又はR3年の売上高を選択される場合は59日を選択してください。

※3 時短協力日数を選択してください。

H31年、R2年又はR3年の2月、3月の売上高計 ※1

○ 60日

H31年、R2年又はR3年の2月、3月の1日当たりの売上単価(千円未満切上)

① 円

÷ ○ 59日 ※2

= ② 円

② 円

×

0.3

= (千円未満切上) 円

H31年、R2年又はR3年の2月、3月の1日当たり支給単価(千円未満切上)

③ 円

[下限2万5,000円、最大7万5,000円]

H31年、R2年又はR3年の2月、3月の1日当たり支給単価

※3 時短開始日

⑤ 当該店舗の支給額

③ 円

×

○ 21日間(2/14～)

= ④ 円

2/14～3/6 (21日間)

M：認証店②(午後8時までの営業時間短縮・酒類の提供不可)

様式2

(第8回対象区域(県内全域))

本様式は店舗ごとに作成をお願いします。

対象施設名

(No.)

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認ください。

なお、売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

売上高方式

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ

R2年2月、3月の売上高の合計が450万円、又はH31年2月、3月もしくはR3年2月、3月の売上高の合計が442万5,000円(1日当たり7万5,000円)を超えますか？

はい

いいえ又は不明

売上高減少方式のシートを御利用ください

※売上高減少額が著しい事業者の場合は、売上高減少方式を選択することもできます。

支給額は1日当たり3万円です。
以下を記入して支給額を確定してください。

※3 時短開始日
30,000円 × ○ 21日間(2/14～) = A 当該店舗の支給額 円

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。 ※1

※1 売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

※2 ①でR2年の売上高を選択される場合は60日、H31年又はR3年の売上高を選択される場合は59日を選択してください。

※3 時短協力日数を選択してください。

H31年、R2年又はR3年の2月、3月の売上高計 ※1
① 円 ÷ ○ 60日
○ 59日 ※2 = ② 円

② 円 × 0.4 = (千円未満切り上) 円 → ③ 円
[下限3万円・最大10万円]

H31年、R2年又はR3年の2月、3月の1日当たり支給単価
③ 円 × ※3 時短開始日 ○ 21日間(2/14～) = B 当該店舗の支給額 円

3/7～3/21 (15日間)

Q: 認証店①(午後9時までの営業時間短縮・酒類の提供可)
非認証店

様式2

(第8回対象区域(県内全域))

本様式は店舗ごとに作成をお願いします。

対象施設名

(No.)

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認ください。

なお、売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

[売上高方式]

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ

H31年3月、R2年3月又はR3年3月の売上高の合計が258万3,323円
(1日当たり8万3,333円)を超えますか？

売上高減少方式の
シートを御利用ください

はい

いいえ又は不明

※売上高減少額が著しい事業者の場合は、売上高減少方式を選択することもできます。

支給額は1日当たり2万5,000円です。
以下を記入して支給額を確定してください。

※2 時短開始日

25,000円 × ○ 15日間(3/7～) =

① 当該店舗の支給額

円

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。 ※1

※1 売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

※2 時短協力日数を選択してください。

H31年、R2年又はR3年の3月の売上高計 ※1

① 円 ÷ ○ 31日 =

H31年、R2年又はR3年の3月の1日当たりの売上単価(円未満切上)

② 円

② 円 × 0.3 = (千円未満切上) 円

H31年、R2年又はR3年の3月の1日当たり支給単価(千円未満切上)

③ 円

[下限2万5,000円、最大7万5,000円]

H31年、R2年又はR3年の3月の1日当たり支給単価

③ 円 × ○ 15日間(3/7～) =

※2 時短開始日

④ 当該店舗の支給額

円

3/7～3/21 (15日間)

U：認証店②(午後8時までの営業時間短縮・酒類の提供不可)

様式2

(第8回対象区域(県内全域))

本様式は店舗ごとに作成をお願いします。

対象施設名

(No.)

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認ください。

なお、売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

[売上高方式]

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ

H31年3月、R2年3月又はR3年3月の売上高の合計が232万5,000円
(1日当たり7万5,000円)を超えますか？

はい

いいえ又は不明

売上高減少方式の
シートを御利用ください

※売上高減少額が著しい事業者の場合は、売上高減少方式を選択することもできます。

支給額は1日当たり3万円です。
以下を記入して支給額を確定してください。

※2 時短開始日
30,000円 × ○ 15日間(3/7～) = ① 当該店舗の支給額 円

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。 ※1

※1 売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額、テイクアウトの売上は除いた金額としてください。

※2 時短協力日数を選択してください。

H31年、R2年又はR3年の3月の売上高計 ※1

① 円 ÷ ○ 31日

H31年、R2年又はR3年の3月の1日当たりの売上単価(1円未満切上)

= ② 円

② 円 × 0.4 = (千円未満切上) 円

H31年、R2年又はR3年の3月の1日当たり支給単価(千円未満切上)

③ 円
[上限3万円、最大10万円]

H31年、R2年又はR3年の3月の1日当たり支給単価
③ 円 × ※2 時短開始日
○ 15日間(3/7～)

④ 当該店舗の支給額

= ④ 円

[illegible]

添付書類 ※以下の書類はすべて必須です。添付もれがないか、確認のうえ、☒を入れてください。
ただし、売上高に応じた算定の下限值（2万5千円又は3万円／店舗・日）で申請する事業者については、「*」の書類を省略することが可能です。

- ☐ 誓約書（別紙 1）
 - ☐ 対象施設情報（別紙 2）
 - ☐ 店舗ごとの協力金支給申請額計算書（様式 2）
 - ☐ 食品衛生法の飲食店営業許可証（又は喫茶店営業許可）の写し
 - ☒ ※ 許可証の有効期間は時短等要請期間（2/14～3/21）及び協力金申請時において有効なもの。
 - * ☐ 確定申告書（算定に使用した売上高の対象月を含む年度のもの）
 - * ☐ 店舗もしくは事業部門ごとの、算定に使用した売上高が確認できる書類等の写し
 - ☐ 営業時間の短縮が確認できる書類（店頭に「時間短縮営業等のお知らせ」、又は「休業のお知らせ」（様式 3-1 又は 3-2）を掲示している写真）
 - ☐ 店舗の内観・外観が確認できる写真
 - ☐ 通帳の表紙及び通帳を開いた 1・2 ページ目の両方の写し（申請者名義）
 - ☐ 罹災特例を活用する場合は、罹災証明書等の写し
-
- ☐ （任意）その他知事が必要と認める書類

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

令和 年 月 日

法人記入欄	法人所在地	〒			
	(フリガナ) 法人名				
	(フリガナ) 代表者名				
	(大企業の場合記入)	資本金	円	常時使用する 従業員の数	人

個人事業主 記入欄	自宅住所	〒			
	(フリガナ) 申請者氏名				

熊本県時短等要請協力金(第8回)交付申請書 (3/22 受付開始分)

熊本県からの時短等要請に対し、誓約書(別紙1)のとおり全面的に協力するため、関係書類を添えて、熊本県時短等要請協力金の支給を申請します。

※事務局記載欄

今回交付決定額	円
---------	---

3/22 受付開始分

※別紙2の「今回申請額」を転記、
又は、複数施設について申請を行う
場合は、合計額を記載してくださ
い。

今回申請額	施設 No.(1)~No.()の計
-------	--------------------

円

振込先		銀行・金庫・ 組合・農協		本店・支店・ 出張所本所・ 支所	金融 機関 コード					支店 コード			
	預金種類	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄											
	口座番号 (右詰めで記載)												
	口座名義 (カナ)	※通帳に記載のあるカナ文字のみ記載。全角スペースや小文字・大文字にご注意ください。											
連絡先	氏 名												
	電話番号	※日中連絡が取れる番号を記載 (固定) _____ (携帯) _____											

誓 約 書

私は、熊本県時短等要請協力金(第8回)(以下、「協力金」という。)の交付を申請するに当たり、下記のとおり誓約します。

記

- ① 熊本県の要請内容を遵守し、申請要件を満たしています。
- ② 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。また、必要な許可等を有していない場合は、協力金の申請対象外となることに同意します。
- ③ 営業実態の確認対象月である、令和3年12月において、熊本県の時短要請時間以降に営業した日が1日以上存在しています。※令和4年1月以降に開業した場合を除く。
- ④ 熊本県から追加書類提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑤ 後日、熊本県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑥ 協力金の交付後、交付要件に該当しない事実や申請書類等に不正等が発覚した場合、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払うことに同意します。
- ⑦ 申請内容に不正が発覚するなど、知事が必要と認めた場合、事業者名、対象施設などの情報を公表することに同意します。
- ⑧ 申請書類に記載された情報について、国及び地方公共団体から依頼があった場合及び本県の他の業務で利用する必要が生じた場合、提供することに同意します。
- ⑨ 申請事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、熊本県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が、申請事業所の経営に参画していません。

以上

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

申請者氏名 (法人の場合は法人名)	
代表者氏名 (法人の場合のみ記入)	

※様式1の記載と統一してください。

通帳の写し（コピー）貼付台紙

※通帳表紙・通帳を開いた1・2ページ目の写しのどちらも必要です。

・通帳表紙の写し

こちらに貼り付けてください。

・通帳の開いた1・2ページ目の両方の写し

こちらに貼り付けてください。

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑩事務通信費		
支払年月日	2022年3月31日		
金額(円)	3,197		
支払先	ソフトバンク株式会社		
内容	携帯電話使用料 2月分		
支払番号	69		
領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。	支出した割合(<u>1/2</u> 、1/3、/18%) あんしん保障 端末代) 除く		

支 払 証 明 書									
支 払 証 明 金 額		百	十	万	千	百	十	円	
				¥	3	1	9	7	
使途内容	(目的) 携帯通信料 (支払内容) 携帯電話使用料 2月分 (支払年月日) 2022 年 3 月 31 日 (その他)								
支 払 先 住所・氏名	ソフトバンク株式会社 東京都港区東新橋1-9-1								
領収書を徴し 得ない理由	口座振替払いの為								
上記のとおり支払したことを証明します 2022年 3 月 31 日 議員名 齋藤 博 									

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

000000-0001066-00001/00001-Q13
K-02G2AW12110001066

ご請求先名: 齊藤 博

様

ご請求先番号: 9808546222
Billing Number

お客さまご契約数

5 件

2月分

電話番号(お客さま番号等)	料 金 内 訳	内 訳 金 額 (円)	税区分
	基本料 基本プラン(音声) [1月21日~ 2月20日]	980	10%
	通話料 基本プラン(音声)	860	10%
	月額料 準定額オプション+	800	10%
	無料 準定額オプション+ 無料通話分	-720	10%
	定額料 データプランメリハリ無制限	5,600	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 新みんな家族割	-1,100	10%
	通信料 S!メール(MMS) @0円 150Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 6163Pkt	0	10%
	通信料 データ通信(4G LTE/5G) @0円 380552100Pkt	0	10%
	(通信量合計 380558413Pkt [45.37GB])		
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i) 無料特典(467円 x 100%)	-467	10%
	月額料 YouTube Premium特別価格	800	10%
	割引 YouTube Premium6カ月無料特典	-800	10%
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い(デジタルコンテンツ等) ご利用分	330	内
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い(Apple等) ご利用分	400	内
	割引 おうち割 九州電力でんきセット	-100	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
021-2246-9777	* * ご契約電話番号 [redacted] * *	小計 6,053	
	端末代 分割支払金/賦払金	2,201	対象
		小計 2,201	
	* * ご契約期間 5年 11ヶ月 * *		
	基本料 通話基本プラン [1月21日~ 2月20日]	3,900	10%
	割引 通話基本プラン専用2年契約	-2,700	10%
	通話料 通話基本プラン	26,800	10%
	月額料 定額オプション	1,500	10%
	無料 定額オプション 無料通話分	-26,800	10%
	無料 定額オプション 無料通話分(SMS)	-18	10%
	定額料 データ定額50GBプラス	5,980	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 新みんな家族割	-1,500	10%
	通信料 S!メール(MMS) @0円 46491Pkt	0	10%
	通信料 データ通信(3G) @0円 6214Pkt	0	10%
	通信料 データ通信(4G) @0円 134738653Pkt	0	10%
	(通信量合計 134791358Pkt [16.07GB])		
	通信料 メール(SMS)	18	10%
	通信料 メール(SMS) (YM/他社宛)	12	10%
	月額料 ウェブ使用料	300	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典(467円 x 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証バックプラス	650	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	2,480	対象
	割引 おうち割 九州電力でんきセット	-100	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	9,525	
	合計	26,517	
	(内課税対象額 10%)	18,961	
	(内課税対象額 計)	18,961	
	消費税等 10%	1,896	
	消費税等 計	1,896	
	ご請求金額	28,413	
	(税込金額 計 10%)	20,857	
	(課税対象外 計)	7,556	
	ポイント情報(このポイントは締日時点です)		
	■Tポイント(ソフトバンク付与分)		
	当月付与予定ポイント 25P		
	■Tポイント(ソフトバンク付与分)		
	当月付与予定ポイント 25P		

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑧人件費		
支払年月日	2022年3月31日		
金額(円)	80,000		
支払先			
内容	事務補助賃金 3月分		
支払番号	70		
	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		

領 収 証

No. _____

齊藤ひろし事務所様

4年3月31日

★ 80,000 円

但 令和4年3月分事務補助賃金として

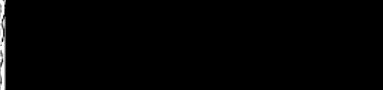
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

熊本市西区 



支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	①調査研究費		
支払年月日	2022年3月31日		
金額(円)	240,000		
支払先	肥後石油株式会社 他		
内容	事務所車両燃料代		
支払番号	71		
領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		

支 払 証 明 書									
支 払 証 明 金 額		百	十	万	千	百	十	円	
	¥	-	2	4	0	0	0	0	
使 途 内 容	(目的) 政務活動車燃料代 (支払内容) 令和3年4月～令和4年3月 支払対象走行距離 6,662km (支払年月日) 令和3年4月1日～令和4年3月31日 (その他)								
支 払 先 住所・氏名	肥後石油株式会社 他								
領収書を徴し 得ない理由	月間走行距離(2分の1)による算出の為 [12ヶ月分]								
上記のとおり支払したことを証明します × 年 3 月 3 / 日 議員名 齊藤 博 									

令和3年度

(議員名 齊藤 博)

年月	月始走行距離(km) (A)	月末走行距離(km) (B)	月間走行距離(km) (B-A)	支払対象走行距離(km) (月間走行距離の1/2)	月間政務活動燃料代 (支払対象走行距離×37円)
4月	88,122	89,273	1,151	575	¥21,275
5月	89,273	90,284	1,011	505	¥18,685
6月	90,284	91,363	1,079	539	¥19,943
7月	91,363	92,314	951	475	¥17,575
8月	92,314	93,444	1,130	565	¥20,905
9月	93,444	94,657	1,213	606	¥22,422
10月	94,657	96,008	1,351	675	¥24,975
11月	96,008	96,978	970	485	¥17,945
12月	96,978	98,259	1,281	640	¥23,680
1月	98,259	99,310	1,051	525	¥19,425
2月	99,310	100,290	980	490	¥18,130
3月	100,290	101,455	1,165	582	¥21,534
年間計			13,333	6,662	¥246,494

令和2年10月公用車変更
(購入時 走行距離 81,590km)

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	③資料作成費		
支払年月日	2022年3月31日		
金額(円)	26,189		
支払先	自由民主党熊本市議団		
内容	事務機器リース等		
支払番号	72		
領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		

令和 3 年度政務活動費収支報告書

議員名 自由民主党熊本市議団11名 (1名当たり)

し

1 収 入

政務調査費

75,271 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0	
研 修 費	0	
資 料 作 成 費	26,189	事務機器リース他
資 料 購 入 費	14,282	新聞・書籍購入他
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
会 議 費	0	
人 件 費	19,490	事務補助人件費
事 務 所 費	6,334	アクリルパーテーション他
事 務 通 信 費	8,976	FAX通信料・事務用品他
合 計	75,271	

3 残額

0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	④資料購入費		
支払年月日	2022年3月31日		
金額(円)	14,282		
支払先	自由民主党熊本市議団		
内容	新聞・書籍購入他		
支払番号	73		
領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		

令和 3 年度政務活動費収支報告書

議員名 自由民主党熊本市議団11名 (1名当たり)

1 収 入

政務調査費 75,271 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0	
研 修 費	0	
資 料 作 成 費	26,189	事務機器リース他
資 料 購 入 費	14,282	新聞・書籍購入他
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
会 議 費	0	
人 件 費	19,490	事務補助人件費
事 務 所 費	6,334	アクリルパーテーション他
事 務 通 信 費	8,976	FAX通信料・事務用品他
合 計	75,271	

3 残額 0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑧人件費		
支払年月日	2022年3月31日		
金額(円)	19,490		
支払先	自由民主党熊本市議団		
内容	事務補助人件費		
支払番号	74		
領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		

令和 3 年度政務活動費収支報告書

議員名 自由民主党熊本市議団11名（1名当たり）

1 収 入

政務調査費 75,271 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0	
研 修 費	0	
資 料 作 成 費	26,189	事務機器リース他
資 料 購 入 費	14,282	新聞・書籍購入他
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
会 議 費	0	
人 件 費	19,490	事務補助人件費
事 務 所 費	6,334	アクリルパーテーション他
事 務 通 信 費	8,976	FAX通信料・事務用品他
合 計	75,271	

3 残額 0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑨事務所費		
支払年月日	2022年3月31日		
金額(円)	6,334		
支払先	自由民主党熊本市議団		
内容	アクリルパーテーション他		
支払番号	75		
領収書添付欄 ※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		

令和 3 年度政務活動費収支報告書

議員名 自由民主党熊本市議団11名 (1名当たり)

1 収 入

政務調査費 75,271 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0	
研 修 費	0	
資 料 作 成 費	26,189	事 務 機 器 リ ー ス 他
資 料 購 入 費	14,282	新 聞 ・ 書 籍 購 入 他
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
会 議 費	0	
人 件 費	19,490	事 務 補 助 人 件 費
事 務 所 費	6,334	アクリルパーテーション他
事 務 通 信 費	8,976	FAX通信料・事務用品他
合 計	75,271	

3 残額 0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	⑩事務通信費		
支払年月日	2022年3月31日		
金額(円)	8,976		
支払先	自由民主党熊本市議団		
内容	FAX通信料・事務用品他		
支払番号	76		
領収書添付欄	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		
※割合を定めて支出した場合は、その割合に○印を付けてください。			

令和 3 年度政務活動費収支報告書

議員名 自由民主党熊本市議団11名 (1名当たり)

1 収 入

政務調査費 75,271 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	0	
研 修 費	0	
資 料 作 成 費	26,189	事 務 機 器 リ ー ス 他
資 料 購 入 費	14,282	新 聞 ・ 書 籍 購 入 他
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
会 議 費	0	
人 件 費	19,490	事 務 補 助 人 件 費
事 務 所 費	6,334	アクリルパーテーション他
事 務 通 信 費	8,976	FAX通信料・事務用品他
合 計	75,271	

3 残額 0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

支出伝票

議員名	齊藤 博	議員印	
科目	③資料作成費		
支払年月日	2022年3月31日		
金額(円)	3,300		
支払先	ハイフラット		
内容	事業復活支援金・熊本県事業復活おうえん給付金 資料印刷代(各200部)		
支払番号	77		
	支出した割合(1/2、1/3、 /18%)		

カードご利用明細 肥後銀行

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記のとおりでございます。
どうぞご確認ください。

お取引内容	お取引日	お取引番号
支払	040331	14931040
銀行番号	店番号	口座番号等
	お取引金額	
	¥3,300	
	お振込手数料 (含む消費税等) おつり	¥55 ¥0
お取引時刻	お取引後の預金(元金残高)	
09:04	*****	
ATMS-502706		
<お受取人>		
肥後銀行		
長瀬支店		
普通		
カ)ハイフラット		
128579 様		
<ご依頼人>		
サイトウ ヒロシ		
電話番号		
128579 様		

HigoBank		

請 求 書

令和4年3月31日

齊藤ひろし事務所 様

毎度有難うございます。下記の通り、ご請求申し上げます。

《振込先》株式会社ハイフラット
小山 高平(コヤマ コウヘイ)
肥後銀行 長嶺支店 (普)128579

株式会社ハイフラット

〒861-8039

熊本県熊本市東区長嶺南4丁目9-36
TEL.096-213-6110 FAX.096-213-6136

※振込手数料は、お客様のご負担となります。ご了承下さい。

税込合計金額	¥3,300	税 率	10%	消費税額	¥300
--------	--------	-----	-----	------	------

No.	品名・内容・仕様	数量	単位	単価	金額	備 考
1	A4コピー(カラー・片面)	200	部	5	1,000	
2	A4コピー(カラー・両面)	200	部	10	2,000	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合 計					¥3,000	

備考

経済産業省 中小企業庁

中小法人・個人事業者のため

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高÷対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または毎月次支援金を受給された方
登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認が不要！ 提出書類が少ない！
過去の申請情報を活用可能！

事前確認を簡略化！ 提出書類が少ない！

▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

④ 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの

⑤ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制

⑥ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限

⑦ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの

⑧ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行

⑨ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと

⑩ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません。

実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

☎ 0120-789-140
(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

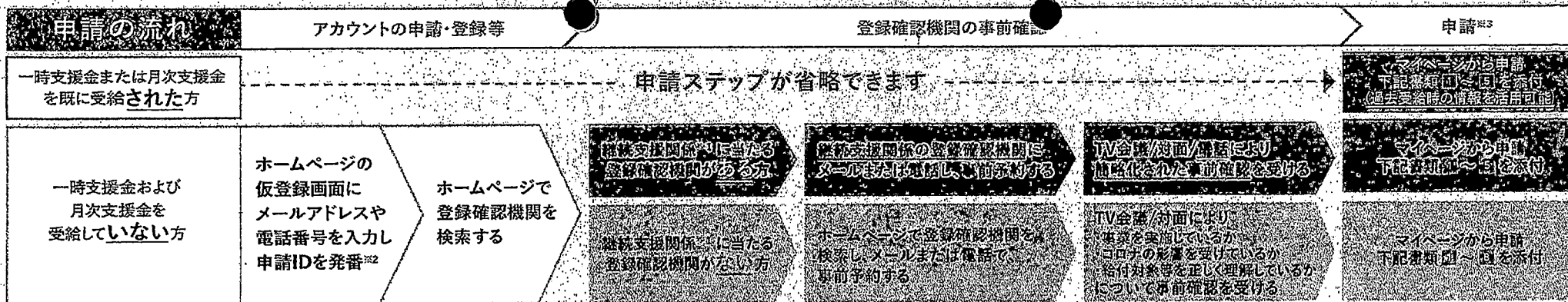
IP電話専用回線 03-6834-7593 受付時間 8:30～19:00 (土日・祝日も含む)

ホームページ

事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

不正受給は犯罪です！



「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します（詳細はホームページでご確認ください）。①法律に基づき特別に設置された機関（商工会、商工会館等）の会員・組合員、②法律に基づき士業（税理士、行政書士等）の顧問先、③金融機関の専属性支援窓口、④登録確認機関の回復継続した支援先。

※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。（ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。）

※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております（詳細はホームページでご確認ください）。

申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます（詳細はホームページでご確認ください）。

1 履歴事項全部証明書（法人）または本人確認書類（個人）

法人：履歴事項全部証明書

個人：運転免許証、マイナンバーカード、住民票、パスポート、各種健康保険証

【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年（度）、2020年（度）及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え

法人：確定申告書類の控え

個人：確定申告書類の控え

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。

※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等

※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）が必要です。

※得意先の数が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年度の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳

（通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ）

※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳（事業の取引がわかる全てのページ）が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

※ホームページからダウンロードできます。

6 基準月の売上台帳等

7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等

8 基準月の売上に係る通帳等（取引が確認できるページ）

※②～⑧については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書（様式あり）を提出することで代替することができます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類（売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など）および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。

※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

熊本県事業復活おうえん給付金

新型コロナウイルスの影響を受けた県内事業者を支援します

申請期間

2022年 4月1日(金)～ 7月31日(日)

給付対象

①と②を満たす中小法人等・個人事業者等※¹が給付対象です。

① 熊本県内に店舗や事業所等を有する事業者※²

② 国の「事業復活支援金」を受給された事業者※³

※¹ 中堅企業、中小企業その他の法人及びフリーランスを含む個人事業者等が給付対象です。

※² 県外にも店舗や事業所等を有し、その都道府県において同様の支援金等を受給した事業者は給付対象外となります。

※³ 本給付金の申請には、国の「事業復活支援金振込みのお知らせ」の写しが必要となります。

給付額

中小法人等 最大 40万円 個人事業者等 最大 20万円

給付額 国の「事業復活支援金」給付金額 × 2/5 の金額

(給付上限額)

売上減少率	中小法人等	個人事業者
▲50%以上	40万円	20万円
▲30%以上▲50%未満	24万円	12万円

申請方法

2022年4月1日(金)午前9時から電子申請による受付を開始します。

熊本県ホームページ(右下QRコード参照)から電子申請フォームにアクセスできます。

(申請に必要となる添付書類)

- ☐ 国の「事業復活支援金振込みのお知らせ」の写し
- ☐ 本人確認書類(マイナンバーカードの写し 又は 運転免許証の写し 等) ※個人事業者のみ

コールセンター

2022年4月1日(金)午前9時からコールセンターを開設します。

熊本県事業復活おうえん給付金事務局 096-312-3777

コールセンター受付は月曜日～金曜日(祝日を除く)の9時から17時まで

熊本県ホームページ



「事業復活おうえん給付金」の給付対象とならない場合も、令和2年7月豪雨災害で被災された県内事業者は、次の①及び②を満たすときに「事業復活おうえん給付金(豪雨型)」(法人最大30万円、個人最大15万円)の給付対象となります。詳しくは、熊本県ホームページをご確認下さい。

① 令和2年7月豪雨災害に係る復旧補助金を活用している※¹

② 対象月※²の売上が、基準期間※³の同月の売上高と比較して、10%以上30%未満減少している

※¹ 「なりわい再建支援補助金」又は「持続化補助金令和2年7月豪雨型」の交付決定を受けた事業者

※² 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

※³ 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間